

令和7年第1回（3月）佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招 集 年 月 日 令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	総 務 理 事	大 平 弘 明 君
事 業 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君
住民福祉課長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君
企画商工課長	中 道 隆 介 君	建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農 林 水 産 課 長	金 子 剛 君
水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君
農業委員会事務局長	作 永 善 則 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議会事務局書記	山 下 慶 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和6年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会
- (2) 長崎県町村議会議長会 第76回定期総会
- (3) 西九州自動車道建設促進期成会 提案活動

2 議員派遣結果

- (1) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（自民党本部、地元選出国會議員、国土交通省、財務省）
- (2) 長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動
- (3) 西九州自動車道建設促進大会
- (4) 株式会社 廣瀬行政研究所 主催 地方議會議員セミナー 議会運営マスター講座
「議長・委員長のための議会運営」「議会運営委員会の役割と権限」
- (5) 令和6年度 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 第2回理事会
- (6) 町村議会広報クリニック

日程第4 行政報告

- (1) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について
- (2) 令和6年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会について
- (3) 西九州自動車道建設促進大会について

日程第5 広域連合議會議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① その他緊急を要する事案について

3 議会運営委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

日程第7 一般質問

- (1) 9番 須藤 敏規 議員（一問一答）
- (2) 4番 永田 勝美 議員（一問一答）
- (3) 2番 川副 剛 議員（一問一答）
- (4) 7番 永安 文男 議員（一問一答）

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和7年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和7年3月佐々町議会の第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

岩手県の大船渡市で2月26日に山林火災が発生いたしまして、いまだに延焼が続いておるといことで、地上や上空からの消火活動が行われているようでございますが、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く鎮圧されることを心から願っているところでございます。

3月2日は雨天となりましたが、ことしも「ジョギングフェスティバル in さざ」が開催されましたところ、町内外、多くの方が参加していただきまして、遠くは北海道から総勢1,300人の方が参加いただきました。本年の参加の最年少は2歳の方、それから、最高齢者は82歳の方がエントリーをされておりまして、小さなお子様から幅広い世代までの多くの選手の方に参加をいただきまして、町内が活気に満ちあふれたときでございました。

また、そのときに佐々町の河津桜・シロウオまつりも開催いたしまして、春の到来を告げる風物詩でありますシロウオ漁や早春を彩る河津桜、それから菜の花などが咲いておりまして、河津桜については、寒い日が続いたために開花が遅れているようでございましたが、もうしばらくすれば見頃になるのではないかと考えているところでございます。雨天の中で開催を行いました、たくさんの方に御来場いただきまして、佐々町の春を楽しんでいただけたところではないかと考えているところでございます。

さて、今回提案をいたしました議案が、24議案の提案をお願いしております。議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案につきまして御認定をいただきますように心からお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

なお、説明員の出席について、町長から教育長職務代理者の欠席の通知があっておりますので、お知らせをしておきます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、平田康範君、2番、川副剛君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、先にお配りいたしました日程表のとおり、3月4日本日から3月7日までの4日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

3月4日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。1番目に議長出席会議報告3件。2番目に議員派遣結果6件の報告を私のほうから行います。

次に、行政報告です。3件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を永田議員からお願いをいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に議会運営委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いをいたします。

次に、一般質問です。質問通告一覧表のとおり、6名のうち1番目から4番目の4名の方の質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

3月5日、本会議の2日目です。

4日に引き続き一般質問ですが、質問通告一覧表のとおり、5番目から6番目の2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第9号から議案第19号までの11議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

2日目は、審議終了後、散会となります。

3月6日、本会議の3日目です。

5日に引き続き、議案審議です。議案第20号から議案第32号までの13議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

議案第26号から議案第32号までの議案については、令和7年度予算関連となりますので、一括議題といたします。施政の概要と予算説明書の朗読を求め、朗読後、議案第26号から議案第32号までの各会計のかがみと第1表までの朗読をお願いいたします。

なお、一般会計は第3表までありますので、そこまでの朗読と、企業会計におきましては、かがみの朗読を行っていただき、その後、延会となります。

3月7日、本会議の4日目です。

令和7年度当初予算の議案審議で、議案第26号から議案第32号までの7議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

次に、発議第1号の1件です。その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しております。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は3月4日、5日、6日、7日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3月4日本日から3月7日の4日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3月4日本日から3月7日の4日間に決定いたしました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告3件を私のほうから行います。

資料は、諸般の報告の議長出席会議報告です。

1番目は、資料2ページから4ページです。令和6年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会です。こちらは、書面にて協議が行われました。内容は、国の重点支援地方交付金を活用した松浦鉄道に対する沿線自治体の支援についてです。全会一致により承認されておりますが、資料の4ページに各自自治体の支援額が記載されております。御確認いただければと思います。

2番目の会議報告は、資料の5ページから12ページです。長崎県町村議会議長会 第76回定期総会が、令和7年2月12日、長崎県市町村会館にて開催されました。会議の冒頭、全国町村議会議長会表彰が行われました。資料は6ページになりますが、本町議会から、須藤議員と私が町村議会議員として15年以上の在職ということで、自治功労者表彰を受けております。

続いて議事ですが、資料は同じく6ページです。報告第1号として、波佐見町議長の異動報告がっております。

次に、資料7ページから8ページです。報告第2号 会務報告が提出され、承認をされております。

次に、資料8ページから11ページです。議案第1号 令和7年度長崎県町村議会議長会事業計画（案）が提出され、原案のとおり可決されました。

次に、資料の11ページから12ページです。議案第2号 令和7年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算（案）が提出され、原案のとおり可決されました。

3番目の会議報告は、資料の13ページから18ページです。西九州自動車道建設促進期成会 提案活動です。令和7年2月17日に、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所にて、長崎県の西九州自動車道建設促進期成会会員による提案活動を行っております。提案内容については、資料の14ページから18ページのとおりでです。

次に、議員派遣結果を報告します。資料は諸般の報告の議員派遣結果です。

1件目は、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動です。令和6年11月28日、29日に、衆議院及び参議院議員会館、国土交通省、財務省において行われ、産業建設文教委員会の正副委員長が出席をいたしております。

2件目は、長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動です。令和6年12月25日に長崎県庁にて行われ、佐々町の要望書を提出するため、町長、副町長、理事、関係課職員とともに正副議長及び総務厚生・産業建設文教の両委員長と出席し、意見交換を行いました。10項目の要望の中から、西九州自動車道の整備促進と国道204号の歩道整備を重点的に要望し、関係予算の確保について、県及び県議会とも努力していきたいとの回答をいただいております。

3件目は、西九州自動車道建設促進大会です。令和7年2月1日に平戸文化センター大ホールにて開催され、議員全員が出席をいたしております。

大会では、国土交通省九州地方整備局と西日本高速道路株式会社から工事の進捗状況報告がありました。また、平戸市で美容業を営んでいる方から、地元意見発表もありました。また、

4項目の決議が採択され、大会の最後に、参加者全員で「ガンバロー三唱」が行われております。

4件目は、株式会社廣瀬行政研究所主催の地方議会議員セミナー、議会運営マスター講座が、令和7年2月12日に福岡市で開催され、川副剛議員が出席をいたしております。

5件目は、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会第2回理事会です。令和7年2月13日に佐世保市役所において開催され、産業建設文教委員会の正副委員長が出席をいたしております。要望活動の日程及び体制において協議がなされております。

6件目は、議会広報クリニックです。令和7年2月18日に、東京都の全国町村議員会館において開催され、議会広報委員会の正副委員長が出席をいたしております。分科会形式において参加自治体の議会広報のクリニックがあり、作成における具体的な手法など、グループ討論による研修を行っております。

今、報告いたしました議長出席会議報告3件並びに議員派遣結果6件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

3件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告をさせていただきます。

まず、長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動につきまして、先ほど議長からもお話がありましたけど、本報告事項の1つ目でございます。

長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動についてでございますが、12月25日に、本町が抱える課題等につきまして、長崎県知事、長崎県議会議長に対しまして、町長及び議長の連名による要望書を提出させていただいております。

町議会からは、淡田議長、平田副議長、永田総務厚生委員長、長谷川産業建設文教委員長に御出席をいただき、10項目の内容による要望書を提出させていただきました。

このうち、重点要望項目としまして、西九州自動車道の整備促進についてと、国道204号の歩道整備についての2項目に対しまして、知事からの回答をいただいております。

西九州自動車道の整備につきましては、松浦佐々道路の松浦インターから平戸インター間について、来年度の供用開始に向けて順調に進捗していると報告を受けている。また、平戸インターから江迎鹿町インター間においても、用地取得が9割を超えている状況になっており、12月1日には、江迎3号トンネルも貫通式が行われ、着実に進捗が図られている状況だと認識をしている。4車線化事業については、佐々インターから佐世保中央インター間で、今年度中に完成する見込みであると公表があった。県としても、全線の早期完成を期待しているところであり、佐々町を含めた地元自治体の皆様方と力を合わせて、引き続き、国に対して継続的に働きかけを行っていくことが重要だと考えているという回答でございました。

それから、国道204号の歩道整備につきましては、芳ノ浦バス停付近の区間について、令和2年度から歩道工事に着手しており、これまでほとんどの区間の整備が完了をしている。令和7年度の完成を目標に、引き続き歩道整備を進めていきたい。佐々小学校の入り口付近の区間に

については、児童の通学路の安全確保の観点から、令和3年度に事業に着手している。現在は、建物の補償調査や用地取得を進めている最中であるが、早期完成に向けて、引き続き取組を進めていくので、地元の方々の御協力をお願いしたい。また、町営堅山団地の入り口から神田線入り口の区間については、地元の合意形成が得られた町道堅山団地入り口から300メートルの区間は羽須和工区としまして、令和7年度から新規事業化を行う予定としている。今後も円滑な事業進捗のため、佐々町の協力が必要なので、お力添えをお願いしたいという回答をいただいております。

そのほかの要望項目についても、県としまして対応を検討していきたいとのことでございました。

その後、県議会議長から、西九州自動車道の建設促進には毎年、大会に出席しており、九州各県議会議長会の会長を務めている中で、九州各県の議会議長とともに、国土交通省に対して要望を行っているところである。今後とも、引き続き、県当局と力を合わせて早期完成に向けて取り組んでいきたいと考えている。また、佐々町の国道204号については、歩道の状況が非常に危険だと感じているので、県当局と早期整備に向けて取り組んでいきたいという回答をいただきました。

そのほかの要望についても、地元県議の意見を聞きながら、議会としてもしっかり対応していただきたいとのことでございます。

以上のような要望活動でございましたが、今後も継続して、県知事及び県議会議長への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、行政報告の2番でございます。

令和6年度の松浦鉄道自治体連絡協議会の臨時総会の件でございますが、先ほど議長からもお話がありましたように、書面による協議が行われております。構成員は、4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の関係者となっております。

決議事項につきましては、第1号議案といたしまして、松浦鉄道株式会社に対する支援について協議が行われました。燃油価格の高騰によりまして、松浦鉄道株式会社が受けた影響額に対し燃油高騰分を算出し、その相当額を松浦鉄道自治体連絡協議会構成自治体で、重点支援地方創生交付金を活用し協調支援を行うものとなっております。

影響額の算出としましては、運賃改定前の4月から9月の期間におきまして、松浦鉄道株式会社が受けた1リッター当たりの影響額を実績ベースから算出し、燃油の使用量に乗算した額を、各沿線自治体の令和6年度の負担指数で按分したものとなっております。

その結果、本町の支援額の目安については53万2,000円となり、1月の臨時議会の補正予算に計上をさせていただいております。

続きまして、3番目の報告事項でございます。

西九州自動車道の建設促進大会についてでございます。令和7年2月1日土曜日に、平戸文化センターにおきまして、西九州自動車道建設促進大会を開催いたしました。本大会は、県北の沿線自治体であります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催、長崎県西九州自動車道建設促進期成会の共催で、本自動車道の早期完成と全線開通を期待する地元の熱い思いを集結し発信するものでございまして、平成29年度の初回開催から今回で7回目となるものでございます。

本大会では、本県出身の国会議員である古賀友一郎参議院議員をはじめ、本県選出の国会議員、金子原二郎長崎県道路協会会長、森田国土交通省九州地方整備局長、加治西日本高速道路株式会社執行役員九州支社長など、多くの御来賓を迎え開催を行いました。また、本町からは、議長、副議長及び町議会議員の皆様をはじめ、約90名の方々に参加をしていただきまして、全体で約900人規模となる大会となりました。

大会では、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から、松浦佐々道路の松浦工区

と江迎工区の進捗状況の説明や、西日本高速道路株式会社佐世保工事事務所長から、佐世保道路4車線化事業のうち、佐々インターチェンジから佐世保中央インターチェンジ間の9.9キロの4車線化工事が、令和7年3月23日に完成予定で、佐世保インターチェンジから大塔インターチェンジ間の通行料金が新たな料金になるとの説明をいただくとともに、平戸市内で自営業を営む地元の方から、地元の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

大会決議では、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、佐世保中央インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化の早期完成、新たな財源の創設・満額確保などを強く要望することが決議され、参加者全員による早期完成に向けた団結ガンパローの三唱が行われ、盛会にて閉会することができました。

大会資料につきましては、議員控室へ置いておりますので、御参照いただければと思っております。

当日御参加をいただきました淡田議長様をはじめ、議員の皆様方には大変御足労をおかけして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

以上、西九州自動車道建設促進大会についての御報告でございます。

報告については、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから報告に対する質疑を行います。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

知事要望と県議会議長の要望活動の中の2ページに、学校給食費の無償化についてという項目がありますけども、現在、国に要望なさるのは結構なんですけども、国においては無償化に向けて今議論されて、来年度か再来年度か分かりませんが、小学生のほうから無償化になるということでございますけども、それについて、町にとってどう影響があるのかというのを1点。

それから、御存じのように、現在、この資料を見ますと、5,000万円程度、毎年輕減ですか、給食費の負担軽減、それから中学校の無償化分が2,200万円ほど、あと物価高騰があるんですが、これについては、町長としては、今後もずっと続けていかれるのかどうか、それが2点目。

それから、新年度の予算を見ましたら、学校給食費の中学生の無償化分というのは、今年度は補助か何かあるからするということであつたんですけども、来年度たしか、間違いかも分かりませんが、予算書の中でこの項目を見たもんですから、単独でなさるのも結構ですけども、こういう支出に関しては議会に報告なりしていただかないとどうかなと、私は疑問を持ったもんですから、その点についてどうなのかということですね。なければ結構なんですけど、前、質問したときは今年度だけって聞いたもんですから。3点お尋ねします。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

学校給食費の今の最後の部分でございますけど、これ、令和6年度は3月までの地方創生交付金分は中学生です。それから、小学生は今やっていますので、小学生は予定どおりと。中学生は令和7年3月までは予算は地方創生交付金の分を充てておりますので、その給食費は無償になると。4月以降については、今、予算には計上させていただいていないと思っておりますので、詳しいことは教育委員会のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

国の、無償化になった場合の本町の影響ということでございますけれど、まず、公会計に関するものかなというふうに思っておりますけれど、無償化になりますと、収入のほうはなくなります、支出のほうというのは出てまいります。そういうことで、公会計化というのは予定どおり進めていかなければならないというふうに思っております。収入がなくなるということにはなりませんけれど、支出がございますので、公会計は今までどおり進めていかせていただくということになります。

令和7年度の予算に入っているかというところでございます。小学生の無償化については、令和7年度予算のほうには入っておりません。中学生の無償化のみということになっております。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

中学校のを私はお尋ねしたんですよね。私が12月ですか、質問したときは、補助金が国からの助成金があるからやっているんだということは、令和7年度も国からの助成金があるということですね。それを一つ確認。

それから、公会計化に進めるのは急いでいただきたいんですけども、みんな、この給食費会計が今、PTAの管理になっているものですから、各議員さんがその中身を果たして理解しているのか、私もよく理解していないものですから、一般会計の中に早く公会計予算を組んで、チェックできるようにしたいというのがまず言っているものですから。そうせんと中身も分からず給食費をこれだけ要りますからって出して行って、果たしていいのかどうか、賄い材料とか副食品が要るとかいろいろあるものですから、どこから購入しているのか、好きな人から入れているのか、随意契約か契約か、それをはっきりするために早く公会計にして、議員も理解した上で無償化に向かっていかんばと思って質問してきたものですから。来年、令和8年度からというのは、それは電算とかいろいろあるから難しいでしょうけども、予算だけは早く7月から9月に入れて、議員がチェックできるように、その中で必要な額を出していくようになるものですから、そこら辺の準備を急いでいけないもんかなと思ひまして、2点、ちょっと伺います。

議長（淡田 邦夫 君）

2点の質問です。要は、令和7年度も補助金があるのかどうかということでした。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

中学生の無償化の補助金についてですけど、これはございません。これは単独のほうでさせてもらっております。

それから、公会計の7月、8月以降についてでございますけれど、こちらについては、所管委員会のほうにも相談させていただきながら、条例等制定を進めながらやっていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

昔を思えば、町長は2期目の時、選挙前にSSKの土地を買われた。3期目の選挙の前に、議会に同意なし、でんでんパークの予算をつけてきた。今度また、選挙の前、単独で議会にも報告もなしにつけてきた。そういうのはあり得んでしょう。議会に報告かなんかしていただかんと。こういう理由で単独つけますと言ってもらわんと、議長どう思いますか。意見で結構ですけど、予算の中で聞きますけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時32分 休憩）

（10時33分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、中学生の給食の無償化の件でございますけれど、中学生の分につきましては、令和6年の1月から3月については交付金を使わせてもらって無償化をさせていただきました。令和6年度の4月からについては単費ということで、町単独予算で予算のほうをつけさせていただいて、無償化をさせていただいたところです。

令和7年度についても、引き続き、中学生の無償化については予算の要求のほうをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それから、もう一つの小学生のこともお話がありました。小学生のことについては、ことしの1月から3月までは交付金を使って無償化をさせていただきましたけど、令和7年度の当初予算からは、予算がもちろん今までしていなかったものですから、それについては予算はつけていないところでございまして、この令和7年度からはどうするのかというのは、新しい方が判断をするのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

だから、今、須藤議員がおっしゃったように、そういう選挙のときにこう、新しく変えたということはやっていません。もう、この中学生については去年から一般単独のほうを使ってやっているということでございますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

12月に質問した時は、この中学生のは国からの交付金で1月から3月までするという答弁を私は受けておったんです。いいですよ、骨格予算でやりますから。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、新しく交付金でやるというのは、小学生の1月から3月までを交付金でやりますよということでお話ししたと思っております。中学生は今まで一般財源でやっていることでございますので、そういうことで御理解をいただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、永田勝美議員から報告をお願いいたします。

4 番。

（広域連合議会議員 永田 勝美 君 登壇）

広域連合議会議員（永田 勝美 君）

本年2月12日に行われました、令和7年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について出席をした報告をいたします。

今回の定例会では、議長が交代になりまして、長崎市選出の岩永敏博さんが新たな議長ということで選任されました。

諸手続のほか、今回の議案としては、議案第1号が、長崎県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について、第2号が、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、いずれも原案可決ということになりました。

議員提出議案で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これもいずれも原案可決であります。

議案第4号は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、第5号は、後期高齢者医療一般会計補正予算、第6号は、特別会計の補正予算、これも、いずれも原案可決であります。

議案第7号が、令和7年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、並びに議案第8号として特別会計予算、いずれも原案可決されました。

議案第9号として、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、これも原案可決されました。

同意議案として、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、これは同意ということになりました。

そのあと、議会運営委員の入替え等がありまして、あと一般質問として、13番、壱岐市選出の山口欽秀議員から、高額療養費見直しによる影響についてとしての一般質問がありました。

2人目は私、2番の永田勝美、佐々町選出ですけれども、私のほうからは、急激な物価高騰等により困窮する高齢者が増加しており、医療費の自己負担（保険料プラス窓口負担）軽減の強い要望が出ている。どう対応していくのかというのが1点。2点目は、高額療養費負担等の見直しに関して、後期高齢者への影響についての認識を問うということで一般質問を行いました。

全体の資料は議員控室に置いておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

（広域連合議会議員 永田 勝美 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

4番。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

それでは、令和7年2月7日に行いました総務厚生委員会の報告をいたします。

所管事務調査については、数が大変多いので、主にタイトルのみを述べて、あとは資料を見ていただくということにしたいと思います。

条例の1は、佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正についてということで、令和7年4月1日から国家公務員の法律の改正が行われることに伴って、佐々町職員等の旅費に関する条例の全部改正を準備しているということで、改正する条例・規則それから本町の主な内容、さらに新たに加える規定などについて説明を受けました。

調査概要としては、旅行命令権者について、外国旅行等長期の出張が起きた場合、旅費で足りない部分、任命権者が協議して定めるとあるけれども、どのようにまとめているかという意見。それから確認です。所得税法にも関連し、届けを求められる内容であり、本来は課税であ

り、旅費規程の証拠書類を示して課税されないこととなるとされていると、そういったものについてどのように対応するのかという確認です。

それから、年度をまたがって3月31日に命令を受けて次の年度に実施の場合、経過措置の文言等はどのようになるのかなどの確認がありました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

2点目は、刑法の改正に伴う関係条例の一部改正について。

これは、主には従来、懲役及び禁錮刑という表現がありましたが、刑法の改正が令和4年6月に公布、令和7年6月、ことし6月に施行されるということに伴いまして、懲役及び禁錮刑を廃止して拘禁刑を創設するという内容です。

この内容について、関係の条例が5本、それから規則など5本を改正するという内容でありました。

さらに、懲役、禁錮等の罰則規定がある場合は、事前に審査を依頼する必要があると、検察庁の事前審査を受けるということになっている。今回、本町の条例改正案については、11月に依頼して1月に特別に問題なしとの回答を得ているという報告を確認いたしました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

3点目は、職員の給与に関する条例等の一部改正について説明を受け、確認を行いました。

内容としては、令和6年人事院勧告及び育児休業法等の改正に伴う関係条例の改正ということでございます。

調査確認事項につきましては、人件費に係る予算というのはどの程度上がるのかということで、金額は17万円余りの増ではないかという説明を受けました。

介護関係の同居が前提かという点で、介護休業関係については、職員と同居している者に限る旨の説明を受けました。

職員組合との協議については、協議の中で行った説明等についての確認がありました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

4点目、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する関係条例の一部改正についてということで、住民福祉課から説明を受けまして、個人情報の保護に関する条例等々の確認を行いました。

内容について、調査確認等の中では、さらなる整理が必要な部分があるのではないかという指摘、意見がありまして、善処するという確認でありました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

5本目は、佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、いわゆる学童保育の支援員に関する基準の変更ということでございます。

これについても、いわゆる調査内容としては、無資格者が業務にあたる懸念はないかという確認があり、支援員とみなす前提条件として、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者という規定があり、最低限、何らかの学童に関する経験がある方というのが対象だという説明等を受けました。

以上、内容を確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

6点目は、佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、いわゆるこども誰でも通園制度の内容でございます。

これについても、調査の確認につきましては、乳児等通園支援事業がつくられてきた背景について確認があり、担当課長から、こども家庭庁が設立され、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、こども誰でも通園制度が始まることになっており、目的としては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子ども、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で

の支援を強化するために、現在ある保育所等幼稚園の制度に加えた通園制度がつくられていると。

現在、保育所では、保護者の就労要件が問われるが、今回のこども誰でも通園制度は就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となっているということで、該当予定人数としては11人程度を想定している。その他、ぷくぷくクラブとの調整についての確認、条例の用語について整理を求める意見など、内容について確認し、各委員への十分な検討をお願いします、終了しております。

7点目は、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、住民福祉課から説明を受け、確認を行いました。

改正理由は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたことに伴い、本町の標記条例についても関係条文の整理を行うものであるということでございました。

調査・確認等については、資格要件について確認があり、従来は管理栄養士資格取得の前提として栄養士資格免許が必要だったものが、管理栄養士養成施設を卒業したものが直接取得できるように改正された旨の説明があり、いわゆる管理栄養士を直接取得できることになったということに関連する改正ということで確認をいたしました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いします、終了しております。

8点目は、佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例の廃止について。

母子家庭等の児童が就職しようとする場合、適当な身元保証人が得られないときに、佐々町母子家庭等児童の身元保証に関する条例に基づき、知事に対し、町長が身元を保証することによってその就職を容易にし、福祉の増進を図ることを目的として、昭和31年に条例が制定されております。

しかし、県にも同様の制度があり、佐々町でも過去5年間に申請はゼロという状況もあるということで実害はないことから、町の条例そのものを廃止したいということでの説明でございました。

以上、内容について確認し、各委員への十分な検討をお願いします、終了しています。

その他報告につきましては、町有地利活用の取組状況について、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について、佐々町こども計画（案）について、こども家庭センターの設置について、クリーンセンター業務委託について、一般廃棄物処理基本計画の一部見直しについて、地球温暖化対策実行計画について、その他ということでございました。

庁舎建設関係について、その他の報告を求める意見がありまして、委員から、庁舎建設の工期が長くなった関係で、総務課関係の費用で追加となるものがないかという確認があり、庁舎建設室長（事業理事）より、追加負担はない旨の報告を受けました。

以上、詳細につきましては、委員会議事録が添付されておりますので御覧いただきたいというふうに思います。

以上です。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

産業建設文教委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

日時は、令和7年1月24日金曜日10時から行いました。会議室にて、出席委員は全員出席でした。

会議概要は、所管事務調査（１）その他緊急を要する事案について、１件の調査を行いました。（２）その他報告として13件の報告を受けました。

（１）その他緊急を要する事案について。

１、町内における佐世保市送水管布設について、建設課より。佐世保市の水道サービスの地域格差解消のために、佐世保市山の田浄水場、小佐々町田原浄水場までの送水管を整備するに当たり、これまで協議を行ってきた経緯があるが、本町における送水管布設ルート決定においては、佐世保市からの正式な協議書の提出がないまま事業が進められている状況とのことでした。そこで今回、佐世保市から協議書の提出があったとの説明を受けました。

委員から、令和7年1月20日に協議書提出ということで、どのような対応状況だったのか、トップの対応の確認、また、他自治体の町道埋設工事における許認可について、決裁権等の確認がありました。委員会として、今後の事務手続について適切に対応するように執行へ求めました。

その他報告。

（１）西九州自動車道４車線化に伴うインター間での車線切替及び新たな通行料金について、建設課より。佐々インター、佐世保中央インター間の４車線化工事が令和６年度に完成見込みであり、それに伴い、佐々インターから佐世保大塔インターの区間の通行料金が新たな料金となることの報告、説明を受けました。

（２）入札制度について、建設課。最低制限価格の引上げ、土木建築90%、解体工事80%から一律92%とし、委託75%から80%と、改正労働基準法対応に伴う週休２日工事発注の実施後の状況、及び入札会場でのランダム係数導入等の今後の予定について報告、説明を受けました。

委員から、契約関係の専門部署の体制がすぐに整わないことは理解するが、ランダム係数の導入についてはすぐにでも対応できるのではないかと意見がありました。

（３）佐々町上水道耐震化計画の策定について、水道課。能登半島地震を受け、国から全事業者に対し策定を依頼する通知が発出されたことにより、策定の必要が生じたとの説明を受けました。

令和7年度から令和11年度の５年間における上下水道施設・管路に係る耐震化の方向性を示した計画の策定についての説明を受けました。

（４）佐々町水道事業ビジョン・経営戦略の策定について、水道課。令和7年度から令和16年度の10年間の計画。令和7年度までを計画としていた現在の水道事業ビジョン、水道事業経営戦略について、下水道事業ビジョンの新たな作成にあわせて前倒しとし、同時に改定するとの報告、説明を受けました。

計画の内容については、課題の整理や投資・財政計画に基づく将来の見通しをまとめたもので、将来的な料金改定の検討時期などの説明を受けました。

委員から、料金改定に係る計画の内容について、どれぐらいの上げ幅になるのか確認があり、物価が高騰していく中で、できるなら一般家庭はそこまで料金を上げない形での計画をしていただきたいとの意見がありました。

（５）佐々町下水道事業ビジョン・経営戦略の策定について、水道課。令和7年度から令和16年度の10年間の計画。下水道事業経営戦略の改定にあわせ、事業の方向性を示す下水道ビジョンを新たに作成するとの報告、説明を受けました。

水道事業と合わせた形で策定をしているが、下水道事業は一般会計から補助金を受けて経営を行っており、現在の料金体系では使用料で賄うべき費用も賄えなくなる見通しであるとの説

明を受けました。

委員から、企業会計なので一般税から企業会計の補助金を出すのは疑問があり、料金は受益者の負担で賄うべきではないか。供用開始から数十年たち、老朽化する施設の耐震化、長寿命化を考えれば、下水道料金については早めに手を打つべきではないかとの意見がありました。

（6）佐世保市・佐々町地域公共交通計画について、企画商工課より。令和2年の法律改正により、地域公共交通計画の作成が努力義務とされたことを受け、佐世保市とともに地域公共交通の維持、改善を目的として計画策定に取り組んでいるとの説明を受けました。

佐世保市・佐々町地域公共交通計画（案）、佐世保市・佐々町地域公共交通利便増進実施計画（案）について、パブリックコメントを実施し、集約された意見を参考に、3月中に計画を完成予定との報告、説明を受けました。

委員から、縦割りではなく、総合的に考えて計画を練るべきではないかとの意見もありました。

（7）佐々駅舎テナント室について、企画商工課より。1月9日に株式会社山縣ビルディングとの賃貸借契約を締結し、1月27日からテナント室の工事に取りかかり、3月中に開店する予定との報告、説明を受けました。

（8）国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について、教育委員会。佐々町地域文化発信事業等の概要について。1、雅楽の祭典、2、シンポジウム「市の瀬窯跡と加藤民吉～佐々から瀬戸へ～」、3、絵本作家による読み聞かせ講演会、これについては、開催時期は令和7年9月から11月まで、全体事業費は約490万円、県補助率は2分の1配分枠があるとのことで、予算は県実行委員会からの2分の1の補助金は、直接、町実行委員会予算で受け入れることになり、残りの町負担金を町一般会計から受け入れる。

令和7年度は骨格予算となるが、事業実施のスケジュール上、当初予算に計上したいとの報告を受けました。

（9）小中学校ノートパソコン（タブレット）の更新について、教育委員会。令和2年度に導入し、令和7年度に更新時期を迎えるもの。台数約1,600台、費用9,500万円程度。令和7年度は骨格予算となるが、県と共同調達スケジュールになるので、当初予算に計上したいとの報告、説明を受けました。

（10）農業次世代人材投資事業費補助金の返還免除について、農林水産課より。子牛価格の下落及び飼料の価格高騰により、対象者は経営状況の悪化からうつ病となり、対象者担当弁護士より自己破産手続に係る書類を受理。また、離農届及び返還免除申請が提出されたため、顧問弁護士に相談した結果、本町においては返還免除申請を承認したとの報告、説明を受けました。

委員から、町が返還免除請求を承認すれば、町から県への返還も発生しないのかとの確認がありました。回答については、県への返還は不要とのことです。

（11）皿山直売所について、農林水産課。前回の委員会で12月オープンとの報告を受けていましたが、工事に時間を要しているため、オープン予定が2月下旬になる見込みとの報告、説明を受けました。

（12）農地災害等の不落について、農林水産課。令和6年度に発生した梅雨前線豪雨で被災した農地2件と施設1件の災害について、農地1件の入札を令和6年12月23日に、農地1件と施設1件の見積り開札を令和7年1月23日に実施したが、3件全て不落となった。また、ため池改良維持補修工事についても、災害復旧工事と同様に、令和6年12月23日に入札を執行したが不落となり、事業の繰越しを予定しているとの報告、説明を受けました。

委員から、繰越しになっている原因は入札の不落というよりも、設計に時間を要し、発注が遅れていることが原因ではないかとの意見がありました。

（13）職員の給与に関する条例等の一部改正について、総務課より。令和6年の人事院勧告

に関する関係条例等の改正についての報告、説明で、水道企業会計や教育委員会の現業職の条例についても改正をする予定のため、当委員会での報告を受けたものですが、詳しい精査ができていないことから、その他報告で報告を受けました。

以上で、産業建設文教委員会の調査案件は全て終了しました。

詳細については、議事録を御参照いただければ幸いです。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

1 番。

（議会運営委員長 平田 康範 君 登壇）

議会運営委員長（平田 康範 君）

議会運営委員会の所管事務調査の報告をいたします。

令和7年2月13日、全委員が出席し、開催をいたしました。

案件は、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項についてで、今回の発議案件の佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正のほか、同条例の施行規程の一部改正を調査いたしました。

今回の条例改正の理由は3点で、1点目は、刑法の改正に伴う改正ですが、こちらは同じ理由で改正する必要がある条例が幾つかあることで、総務課のほうで整理条例として提案がなされることとなっています。

2点目に、マイナンバー法の改正に伴う改正ですが、こちらも同様に、住民福祉課のほうで整理条例として提案されることとなっています。

3点目に、所要の改正ということで、今回、この部分を発議案件として調査を行ったものです。規定する内容そのものが改正されるわけではなく、より正確な表現に見直すなどの改正を行うものということでございます。

また、佐々町全員協議会規程についても調査を行いました。こちらは、議員のほうから、全員協議会で取り扱う案件を明確にしたほうがいいのではないかと意見の踏まえ、当委員会で調査をしたものです。

全国の自治体の事例を参考にしながら調査し、本町議会に合うような規定なども確認しました。しかし、議員の皆さんと協議する時間を十分に設けたいと考えましたので、今回、結論は出しておりません。

また、今年は改選を控えておりますので、委員会としては、新しい議員の中で十分に協議を重ねていただくほうがいいのではないのかというような意見でまとまっております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

（議会運営委員長 平田 康範 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第6、委員会報告を終わります。

20分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（11時09分 休憩）

（11時19分 再開）

— 日程第7 一般質問（須藤 敏規 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。一問一答方式により、9番、須藤敏規議員の発言を許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

9番、須藤敏規でございます。

ただ今、議長様から許可をいただきましたので、通告に従いまして質問していきます。

まちづくりの観点から、以前から質問してまいりましたけども、その中で、ちょっと懸念している項目が2点ございますので、その件について質問いたします。

総合計画にあります公営住宅建替計画とか、SSKの買収した土地、今、小浦南部地区の工場団地と名づけておられるようですけども、その方向性がはっきり示されずに達成できなかった課題と、私は認識をいたしております。

そういうことで、今後、具体的目標を掲げて進めていかれるのかどうかについてお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

公営住宅の建替えについて、耐用年数が超過しまして、老朽化が進んでいる牧崎団地とか、それから図池、御存じのように里山団地、里山第2団地、政策空家と今やっているわけでございますけど、この分につきまして、やはり現地建替えするのか、集約建替えするのか、用途廃止するのか、いずれかを決定して政策する必要が、政策といいますか、決定しながら対策をする必要があるということは考えているわけでございます。

この時期については、佐々町公営住宅等長寿命化計画がありますので、令和9年度から令和12年度のあいだに取りかかるようなということで計画を位置づけているわけでございます。

しかしながら、建替えという必要性については、やはりその財源というのがなかなか確保が難しいと、課題もございますが、現在進めております町の事業、4大事業といいますか、3大、今、3つやっているわけでございますけど、多くの歳出予算が必要であるということもありますし、やはり財源の調整をするためには、この建替えに関する検討があまり進んでいないということもあるわけでございまして、規模とか、場所、それから具体的な内容というのが、まだ決定していませんが、やはり今後、町としましても、人口とか、世帯数の動向がどうなるのか、それからハザードエリアの状況といいますか、そういうのも踏まえながら、それから公営住宅の需要というのが、見通しを十分研究しながら、やはりなるべく計画期間内には取り掛かる必要があると考えておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
もう一つ、工場団地。
町長。

町 長（古庄 剛 君）
それから、SSKからの買収した土地について、現時点で町としてなかなか進まないということで、大変御迷惑をおかけしているわけでございます。
これは当初、雇用の確保の場ということで、工場団地を整備して企業誘致を行うということで、基本的にそういうことを考えて、用地をSSKのほうから買収したわけでございますけど、やはりそのときに競争相手がたくさんいまして、なかなかそういうふうに至らなかったということで、大変遅れているということで、申し訳なく思っている次第でございまして、現在進捗がないということで、御指摘は大変申し訳なく思っているところでございます。
まず、用地一帯を、佐々町の名義というのが、抜けて全部ありませんので、その一帯をやはり佐々町の名義にしていくということが大事でありまして、それをまず第一に考えながら、真ん中の1つが、私有地があるわけでございますので、その購入を完了すれば、ある程度まとまった団地になるということで思っておりますので、それをまた、できれば買収を終わったあと、新たな展開ということもやらなきゃならないと思っていますし、引き続き、地権者の方と交渉をしながら、お願いしてまいりたいと、こういうことで、大変遅れていることは大変申し訳なく思っていますので、なるべく早くそういうことでやっていきたいと思っています。
とりあえずこれをどうするかというのは、やはりいろんな方向性がありますので、今は長崎県の工場団地ということで登録をさせていただいております。
その中で今やっていますが、なかなかこれも、工場団地というのが、なかなか買い手がないということです。それから一つは水が必要だということで、IT企業に対しても、水が必要だということで、私も聞いていまして、1日1,000トン程度は必要じゃないかということで、これもなかなか難しいということで、今後どういう、ほかに展開する方法があるのかということも考えなければならぬと思っています。
とりあえず早く用地買収をして、今後どうするかというのは、展開を考えなければならぬ、遅れたことに対しては大変申し訳なく思っているところでございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）
なかなか、前と質問したのと同じような回答ばかりで残念ですけども、住宅について、それでは順次お尋ねしていきます。
現状、計画の中では192戸の計画をなさっておりますけども、団地ごとに、まず入居状況はどのようなものかということで、また、その中に高額所得者は何人おられるかということで、担当課長のほうから答弁をお願いします。
それから、SSKについては、令和5年度決算審査の折、令和4年度に続いて、令和5年度も1件の分の交渉をなさっていると聞いておりますけども、その後の令和6年度の交渉経過はどうかということをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、御質問の政策空家の空き状況ですけれども、令和7年2月末の現在ですけれども、図池団地で40戸のうち14戸が空いております。それと里山団地が64戸のうち22戸が空いております。里山第2団地が20戸のうち7戸が空いております。それと牧崎団地の平屋が68戸のうち17戸空いております。合計の、今、御質問の192戸に対して、60戸が空いている状況でございます。

それと、その中に収入超過者がおられるかという御質問なんですけれども、牧崎団地で8戸あります。里山団地で4戸、里山第2団地で2戸、図池団地で1戸あるような状況でございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

お尋ねの小浦南部工場団地の交渉経過でございますが、こちらのほう、たびたび随時御連絡をして、対象の方とお会いするように連絡を取っているんですが、なかなかちょっとお会いできず、今年度につきましては、一度お話をし、交渉がうまくいかなかったという状況でございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

要するに、建替計画をするにしても、やはり立退きという問題が出ますから。方法はいろいろあるかと思いますが、60戸空いているというのは意外でした。

それなら、まず、そういう管理形態が適切なのかということをちょっとお尋ねしていきますけれども。高額所得者の方に対しては、例年、所得の報告を6月ぐらいまで受けて、割増し賃をいただいているわけですが、そういうことで明渡しの請求というのは、この60戸に対してはなさっているのかどうかですね。政策空家について入れていないということですから、ずっとないなら収入が、住宅使用料が入らないということになるものですから、それは財源の確保につながっていないと思うものですから、建替計画を早く打たれば、そういう問題は起きなかったんじゃないかなと思うものですから、そういうことで。

あと、そしたら、この建替計画を実施するとしたら、どのように考えておられるのかなと思って。全ての方が退去したりなさったときにするのか、それとも途中で、令和9年度から実施に向けてどうしていくのかっていうのを、どう考えておられるのかなと思って。令和9年度から事業を実施するとなれば、前段では国の申請とかいろいろありますから、令和7年度にはそういう高額所得者に対しては、明け渡しして早めに出ていただくとか、そういう手続を前年度でして、事業に備えてやるべきじゃないかと私は思うところものですから、そういう段取りはどうなさったのかなと思って。そこら辺をちょっと。

もし、その60戸が入った場合、幾らの収入が入ってくるのか、ずっと。そこら辺どのくらいになるんですか。

あとSSKですか、こっちの土地についてちょっと、今交渉なさっている方についてお尋ねしますけど。昨年の決算の折に未買収地が14筆あるということを聞いておりまして、4万5,000平方メートルほどがあるということです。

私が勝手に、今までの買収したほかに、1億3,600万円ほどあるんですけども、その面積地が21万平方メートルあるんですけど、単純に割った場合、1平方メートル当たり640円ぐらいになるわけです。そうした場合に仮に、残った未買収地の4万5,000ヘクタールほどを掛け合わせますと、2,900万円程度になるって私は計算したんです。

そうした場合に、果たして今交渉なさっている方が、なかなか折り合わないということは、それより高く言っておられるもんか、そこら辺でどの程度、言われんかも分かんですけども、この平方メートル当たり640円では駄目っておっしゃっているのか、大体どのくらいのペースで交渉をなさっとるのか、そこら辺が分かれば、おっしゃられる範囲で結構ですので教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課、いいですか。建替計画、それから収入の60戸分とか、そういう。
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

収入超過者につきましては、自主的に住宅を明け渡すように努めていただくものとして、収入超過者認定書を通知しているところでございます。

それと、空き家になっている60戸に対して、幾らぐらいの家賃に相当するのかというところなんですけれども、すみません、その分についてはちょっと手持ちに資料がございません。

それと、住宅建替えをどのように進めていくのかということなんですけれども、先ほど、町長が御説明されましたように、令和9年度から12年までに、長寿命化計画の中では、取りかかるようになっておりますので、先ほど言いました、今のところは規模や場所等、具体的な内容は決定をしておりますけれども、重複した説明にはなるかと思うんですけども、今後の人口、世帯数の動向やハザードエリアの状況を踏まえて、公営住宅の需要性の見直し等を十分に、計画期間内に取りかかるように努力する必要があるものと考えております。同じ回答で申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

須藤議員、今60戸分の資料がないということで、あとで、口頭で、何か報告でいいでしょうか。（須藤議員「私が考えます。」）
はい、どうぞ。あともう一つ。
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

お尋ねの交渉の金額のことについて、お話はなかなか難しいんですが、土地の問題もございます。あとそれと「益木」、木がたくさんあちらのほうあっておりまして、益木の問題のところの関係でなかなか交渉がうまくいかないというふうな感じになっております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

住宅のほうからいきます。どうも答弁を聞いていましたら、自主的に出てもらうとか何かお

っしゃったんですけども、私がお尋ねしとったとは、高額所得者の方なんですよ。その手前の努力義務の方を質問したわけじゃないんですけど。

私が言ったのは、収入超過者じゃないわけです。どうもお尋ねしよったら、収入超過者の努力義務で出てもらうっていうような答弁なんですけど、私がお尋ねしたのは、そのもうちょっと上の、高額で所得が多い方が何人おられるのかなとお尋ねしたんですけども。さっき言われたのは、高額所得者の方の数字なんですか。再確認するか、どちらでもいいんですけど、分かれば、両方の方がおられるのが分かればいいんですけど。

益木関係があるということは、土地についてはそれは了解されておるということで理解すればいいのか。あとは、土地はさっき私が言った、平米、平均した640円程度で交渉は可能なのか。そこら辺をあとで、追加をお願いします。

60戸を云々という答弁の中は、骨格予算の中でお尋ねしますから、それは結構です。

金額的には全体でざっくりですよ、1億円とか、5,000万円とか、そういう数字じゃないんですよ、その小浦の南部地区の工場団地の件は。要は、今、1人の方で戸惑っとるということです。外周にあと13筆あるのを決算のとき見たもんですから、この全部を買収する計画まで何年なるか分からんとを、今答弁なさっているんですよ。

私が聞きたいのは、政策で買った土地を、次の時代で処理させるような、あれを考えておられるんですかというのが、再確認です。受けた次の誰か分からんですけど、困らすけん、ある程度のめどを立ててしていただきたいという希望があるもんですからお尋ねして言っているんですけど。次、いいです。

それでは、南部地区の工場団地は御存じのように、土地開発基金というお金を使っていますね。ここで、今あと財政が主にしとるか、こっちで管理しよるか分からんですけど、1億2,000万円ほどあるかと思うんですけども、要するに、例えばさっき言った2,900万円ほどで買収できれば、あと8,000万円ほど残るわけですね。当面、いろんな社会情勢とか、今いろいろあるから、そのお金をつけて、町で造成したり、そういう事業はまず無理だろうと思いますから、一般会計とか財源が少ないから、土地開発基金をその土地分だけ残して、あとは一般会計に基金を戻して、財政調整基金がすべきじゃないかって、一つの考えを持つとるもんですから、そういう考えがあらわれるかどうか。そこら辺、町長としてどう整理しようとなさっておられるのか、それを聞いておきたいなと思って伺います。その、南部地区の工場団地に関してはですね。

住宅に関しては、令和9年度から事業をしますじゃなくて、その手前で事務的なこととか、内部の協議で進めとかないと、令和9年度から工事とかかかれないんじゃないかなと、私は言います。計画の実行性についてどうするのかということです。令和9年度からかかるように、住民説明会する手前の段階の質問をしよるもんですから、理解していただければと思います。

要するに、庁舎建設でも明らかになったように、物価高騰とか原材料の高騰とか、人件費とかいろいろなどであるから、同じ二の足を踏まんごと、この建替えについては早めに、現地を建て替えるのか、集めてするのか、用途を廃止するのか、内部で早く決めて、議会に諮って、方向性を示していただかんと、やはり相当なお金がかかるわけですね。それを継続費でやるのか、単費の予算で組むのか、財源はあるのかって心配しよるもんですから、やろうと思うたら早めに計画をしないと、ずっと私は言うてきたけん、早めに早めの対応って。ですから言いよるわけです。

それから、維持管理について原課のほうから教えてください。個別計画の長寿命化計画で、81ページにライフサイクルコストというのが、192戸した場合に8,600万円ほど試算してあるんですけども、私はこれ意味が分からんもんですから、根拠となる建築費とかあった中で、これについて将来8,600万円がどうなりますよというのは書いてあるんだろうと思うんですけど、ちょっとここ説明していただけないですか。ライフサイクルコストの、この何を意味している

か。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありました、もう一つ目の話でございますけど、公営住宅の建替えとか、いろいろな事が、諸課題が今あるわけでございまして、やはり建替えとか集約場所についても、具体的にここという場所は決定していませんので、早くそういうことを急がなければならないと。

それから、集約するのか、それから廃止するのか、そういうことも早く決定はしていかなきゃならないと思っていますので、我々としましても、早くそういうことを決定させていただかなければならないと思っています。

それから先ほど、ライフサイクルコストの算出についてということでお話がありました。

これは、住宅の棟の長寿命化を図る改善事業を実施する際に、ライフサイクルコストが縮減されるかどうかというのを判断する際に、比較をするものでございまして、計画書では、例えば、建替えの対象団地の192戸を建て替えた場合のライフサイクルコストというのは、どういうもの、幾らなのかというのを示しているわけでございまして、1戸当たり試算をしたところによりますと、44万8,215円ということで、192戸を全部建て替えた場合には、8,605万7,000円という算出結果になっているということでございまして、これは国が示すプログラムをしております、建設費とか改善費、修繕費、除却費に要するコストで算出されているということで、これは設計とか造成とかまでは、この計画では試算されていないということで思っています。

このライフサイクルコストというのは、施設等の設計段階から廃棄に至るまでの全期間に発生する総コストのことということでございまして、なかなか私たちもよく理解できないんですけど、そういうコスト、計算式があるということでお話を聞いているところでございます。

それから、先ほど言われましたように、もう一つ、SSKから買収した土地の件についてでございます。

これは我々も雇用の場の確保ということで、工場団地の整備ということで、企業誘致を進めていくということで、基本的には考えているわけでございますけど、先ほど申しましたように、用地買収がなかなか進まないということ、それから今の企業誘致というのが、水がかなり要るということです。やはり水の確保が大変重要だということで、IT関係がくる可能性はある。水が1日1,000トンぐらい要るということで先ほどお話ししましたように、そういうことでなかなか厳しいわけでございますので、これについてはどうするのかというと、やはり民間の意見も聞きながら、民間の提案も受ける場合もやらなければならない、そういう考えもやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、そういうことを、やはりしながらやっていかなければならないんじゃないかと。

それで、例えば、土地についても、雇用が大きい企業については、やはりこの土地について、どう安く売なのか、そういう無償譲渡とかいう考えもありますけど、これはなかなか厳しいところがあるんじゃないかと思っていますし、それから住宅団地としての活用というのが、可能なのかどうかというのもちょっと、これも検討しなければならないんじゃないかということで、あとは、もう一つは、何も条件を設けなくて、提案型で佐々町のこの土地を買いたいという、やるのかと、いろいろな要素があるわけでございますので、それについても十分やはり、将来的に検討していかなければならないんじゃないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、町長の答弁を聞くと、全然進んでいない、残念でたまりません。将来的にといつたら、私は今からどうするんですかというのを質問しているわけですから。

先ほど言った基金の処理については、まだ答弁がなかったから、要するに残った土地を、あと14筆を買収しなくちゃいけないのかどうかというのもあるわけです。

だから、せっかく政策で町長が、選挙前に買われた土地を2期目だったのですかね、買われたんですから、どうなさろうと考えておられるのかなと思って質問していますので、早く結論を出せんかも分かりませんが、今の土地を、14筆を買うのか買わないのか、売ってしまえばそれでもいいと思うんですけど。それが企業に売るとか、そういう方法もありますから、やっぱり町としての方針を早く出してもらわんと、もう12年になるから。買収するまでと言ったら、1筆ずつ相談に行って14年かかるわけです、1件ずつ。そうしたら、あとどうしますかっていう問題が起きるから、早めに対応を、これはもうどうしようもないから。町長さんが買われた土地を残していただくだけ認識として持っていていただいております。

住宅にいきますけど。いろいろ言われたですけど、ライフサイクルコスト、建築から解体して解くまで、これだけの8,600万円ほどかかるというのは分かりましたけど、そしたら、町長は建築費とか設計代とか、まだ試算されていないって言われたですね。ないんですよ。

長寿命化計画の前のページは見なさい、書いてある。建設費50億円、何億円って書いてあるです。それだけかかるというわけです。五十何億円がかかるから、それを基に計算したのが、ライフサイクルコストですよ。理解してもらわないと、家は建ちませんよ。

それで、財源確保の方策についてお尋ねしていきますけど。毎回、私が言っとるのは、この住宅使用料については1億二、三千万円入っています、毎年度ね。ですから、これをはっきり分かるように特別会計をつくるか、基金に、残余、手数料、使用料の残りは基金に積み立てて、公営住宅の維持管理の一部にすれば、起債も借りずに、少しでも借りずに、公営住宅の管理はできるんじゃないですかってたびたびお尋ねしとったです。

そこら辺もどのように町長考えておられるかと思って。公営住宅の1億2,000万円程度の中から財源内訳見れば、その他の中に多分これが入っていると思うんですけども、二、三千万円しか使っていないわけです。残りの9,000万円とかは、どこか分からんけど、一般会計でずっと使いよるわけです。これが果たして、公営住宅の管理でいいのかなと疑問を持っとるもんですから、もし残れば、基金に公営住宅の整備基金でつくって、そこから毎年整備費に充てていけば、10年あれば5億円か幾らたまっているわけですか。

財政的に厳しいから、方法としては、残った分は一般会計使っていいってなっていますが、残ってないとです。起債の償還も住宅つくれば、神田団地の分が残っているかも分かりませんが、その前のとは、多分終わっているんじゃないかと私は思いますけど、そしたら、今から192戸のこれを建替えか、用途廃止かするとなれば、50億円以上かかるわけです。何年度でするか分かりませんが。多分継続費で令和9年度から令和12年ですから、最低でも5年かかるかなと思うとです。

そしたら、そこら辺の前段での内部の協議をして進まない、住宅しよる場所の決定、入居者等の説明会、それはあとの問題です。案を作ってから、議会にこれで行って説明してから、同意得て一緒にやっていますから、町のまちづくりは。そこら辺も担当原課はどう考えておるか。それは、中層耐火の高層のアパート、あれ塗って塗って何遍塗ればよいか分かんなくて塗って、それは耐震計画の修繕に入っていますからいいですけども、一方では、建替えについては、目を配って事務を進めていただきたいと思いますって質問しています。

そういうことで、基金を設置して、今から、住宅管理についてはそこでやっていくとか、そういう考えがあらわれるかどうか、ちょっと伺っておきます。

いやいや、そういわんで、お金がないから、残ったとは一般会計の学校給食費に回すよとか、そういうものなのかなと思って。基金の設置はぜひしていただきたいと思います。余ったお金は基金に積み立てて、起債の償還や、そこら辺の住宅、まだまだ言いたいことたくさんあるんですけど。

それなら、政策空家ででた、ここ何年になるかですね。10年政策空家でした場合には、修繕もしない、何もしないで、普通の人と、一方は修繕とか改善していくわけですね。政策空家は入居もしない。

私は、空家になってから何年なるか分かりませんが、中に入ってどがん畳の状況か、風通しが悪いと思いますから、どうなっとるか、管理がどうなっとるか分かりませんが、そこら辺を言いよるとです。公平な管理ができとるんかな、一方ではお金かけて、一方は何もしない、入居もさせない。そこはどう考えますか。

やっているとおっしゃれば、答弁してください。

議 長（淡田 邦夫 君）

基金の設置とか、そういう考えはあるかと言われています。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

公営住宅の建替事業ということで、先ほどお話がありました。金額的に1億2,000万円程度入っているということでお話がありましたけど、公営住宅の建替事業で、国からの補助金がもちろんあるわけでございまして、それから公営住宅の事業債という起債を財源として、建替事業をやるわけでございますけど、規模にこれはよるわけでございますけど、起債の償還金が公営住宅料で賄えることになれば、公債比率が、負担比率が影響しないことになりますけど、令和6年、7年で、予算でこれまで発行した起債の償還金というのは、今の公営住宅の使用料では賄えている状況でございまして、しかしながら、現状の物価高騰の中で、これができるのかというのはなかなか難しいわけでございまして、材料費の増とか、それから人件費の増など考えれば、今後の建替事業というのはまだ膨らんでいくんではないかと、しかしながら、先ほど申されましたように、やはり公営住宅の使用料について、こんなにあるのに使っていないと、別の財源のほうに消えているという御指摘がありました。

これは確かにそういうことであるわけでございますけど、やはり建替事業の規模というのをどの程度にしていくのかというのは、我々としても調査しなければならないと思っています。

基金の活用といいますか、積極的な活用につきまして、予算の段階におきまして、この当初予算説明書で基金繰入金の箇所で主な取崩しの内容を記載しておりまして、やはり比較ができるようにしているわけでございまして、やはり成果説明書といいますか、については基金の繰入金の内訳で、ホームページに掲載しておりますので、そういうことを参考にさせていただければと思いますし、やはり住民の方が、先ほど申されましたように、より分かるような形っていいですか、そういうことで、他の自治体の事例なども今後研究しながら、この公営住宅の家賃についての使い道といいますか、そういう方向性については、やはり考えていかなければならないと。先ほど申されましたように、公営住宅の建設の基金に積み立てるかどうかなというの、そういうことで十分検討をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

政策空家の修繕等ですけれども、長寿命化計画に載ってあります外壁の改修とか、そういうふうな大規模な改修は行っておりませんけれども、入居される方々からの修繕とかの依頼がきておりますので、その分についての対応は、同様に政策空家以外の団地と同様に行っております。

それと、60戸空き家になっていることによって、空き家になっているところが、夏場とか、草が繁茂したりするような状況で、入居されている方に御迷惑をおかけすることになりますので、その件につきましては、行き届かない面もあるかと思っておりますけれども、年に数回の草刈りは実施しているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

政策空家は修繕を行っている、60戸の夏場は年に数回やっている、1回じゃないということですね。これは信用して、そのとおりとっておきますので、また私も回ってみますので。

それから、そしたら、町長言われましたけど、起債もあるから何て。普通、住宅関係は45%ぐらいしか、基準って多分ないと思うんです。そしたら残りの55%には、どこまで対象になるか分かりませんが、残りは一般財源なんですよ。私は、極力、さっきから言いよるのは、起債を最小限に抑えて基金を積み立てて、それから足らん分を一般財源からと考える持ったもんですから、起債を利用せんばでんことは理解しておりますけど、それに頼ったら次の時代がまた困るもんですから、極力減らさんばねと思っとるとです。そういうことです。

そしたら、借金が増えることにどう考えておらすかお尋ねします。去年の8月に総務厚生委員会の中で、令和10年までの中期の財政見通しということで、資料をいただきまして、報告をいただいたわけですけど、その中に、これからの世代が負担することになる借金ですね、負債。それが、実質公債比率が令和5年度で8.8%が、令和10年度には10.1になりますと見通しをいただいたもんですから、基準額が18%以下ですから、それはよかとですけど、このまま毎年起債を借りていったら、1年間に何ポイント上がるか分かりませんが、そこら辺を、今度、公営住宅の建替計画が入った場合、どうなっていくのかなと思って心配しよとですけど、そこら辺で借金はどの程度まで、18%以下、上がってもまだ、上は上は、国の許可をもらえばよか、まだ、町とか市町村が潰れんように国はうまく使いよるから、オーバーしてもよかとですよ。そいけん、町長として、18%以下か、どの程度までいくまではいいと考えておられるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
12時になりましたけれども、一般質問が終わるまで続けさせていただきます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

財政状況というのは、大変、その日その日、その年その年で変わるわけでございますけど、先ほど申されましたように、これからの世代が負担するということで、なかなか厳しい状況に

なるわけでございます。

令和5年度が8.8%、10年度が10.1%、先ほど申されましたように、18%以下がついていうことでなっているわけございまして、中期財政見通しがそういうことになっているわけでございますけど、公営住宅に関しましても、本町の人口動向を踏まえながら、住宅の需要という対応は考えなければならないと、我々もそういうことで思っているわけございまして、先ほど申されましたように、国からの補助金とか、国の建設事業債の起債も財源とするわけございまして、住宅で賄えるということであれば、先ほど申しましたように、公債費の比率というのが、将来負担比率が影響はしないということで考えておりますので、そういうことであれば、我々としては、建設にやっていかなければならない、建設する必要があるんじゃないかとは思っているわけございまして、現状ではなかなか、先ほど申しましたように、物価高騰とか、建設費の資材の高騰とか、なかなかあるわけございまして、人件費も高騰しているという現在でございますので、今後はやはり、先ほど須藤議員がおっしゃったように、建替事業というのが膨らんでくるわけです、事業費が。これなかなか厳しいのではないかと思いますし、それからそういう公営住宅に入られる人口といいますか、そういう人口動向というのを、よく我々も調査をしながら、住宅需要の対応をしなければならないと思っていますので、私としても、やはり今先ほど18%と言われましたけど、そういう実質公債比率の各種比率への影響などは十分考慮しながら、どの程度の建替事業というのをやっていくのかというのは、調査研究はしながら実施していかなくちゃならないんじゃないかと、私、今の現時点では、そういう考えを持っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

人口動向は、佐々町内を見れば、賃貸住宅がたくさん増えてきますし、たくさんあると思うんです。ですから、そこら辺の重要に考えていただいて、どうもいいようなイメージがないものなんですから、できるのか、できないのか計画上げておけば、国の補助をもらうためにつくっておけばよか計画じゃないと思うんです。

ですから、原課それぞれいろんなテーマを持っておられると思うから、その範囲で自分の範ちゅうは守っていただきたいわけです。計画できんならできんと対策とって。

そういうことで、暗い話ばかりあるものなんですから、町長は、住むなら佐々ですたいね、私は夢ある佐々町と思うとるものなんですから、やはり明日に夢のある町をつくるため、将来佐々こういう町になっていくって、一般民の方が考えられるごと、そういうまちづくりに取り組んでいただきたいなと思います。これは切に要望しておきます。

あとの議題につきましては、時間の都合上、同僚議員が質問していますので、私はこれで終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、9 番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。

13時10分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（12時04分 休憩）

（13時10分 再開）

— 日程第7 一般質問（永田 勝美 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

しばらく休憩します。

（13時10分 休憩）

（13時11分 再開）

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表し、憲法が暮らしに生きる住みやすい、平和で安心できる佐々町の実現に向けて質問したいと思います。

今回の一般質問では、現在の議員任期の最後の定例会ということでございますので、これまで取り上げてきた課題について、一定総括的な質問とさせていただきたいなというふうに考えております。

まず、子育て支援の充実の問題についてであります。皆さん御承知のように、子育て支援について大変要望が高まっている、強まっている背景には、何といたっても昨今の物価高騰ということがあるのではないかとこのように思っております。物価の上昇率については、毎月発表されておりますけれども、最新データでは、東京23区の消費者物価指数が、2025年2月中旬時点で前年比2.2%上昇したというふうになってはいますが、値動きの激しい生鮮食料品を除いたもので、4か月連続で2%台の上昇を記録していると。特に注目すべきは、米類の価格が前年同月比で77.5%も上昇していると。1971年1月以来ということですから、まさに50年ぶりの高い物価上昇ということでもあります。私自身も経験しました、いわゆる狂乱物価の時代ですね。この時代以来の高止まりということになっています。ブロッコリーは62.3%、ミカンが32%の値上がり。長崎県では令和6年12月、昨年12月の長崎市の消費者物価総合指数は、2020年、令和2年と比較して111.1ということですから、5年間で10%以上引き上がっているという数字です。米の値段は、実際に佐々町のスーパーで売られているのでも5キロで4,000円とか、5,000円とかという価格がついていて、本当にびっくりするところです。

この間の家計1人当たりの負担ではどれぐらい増えたのかという数字が出ておりました。2023年から24年までに3万1,000円増えた。4人家族では12万3,000円上がっています。さらにことは、25年には2万7,000円上がるという予測もあります。これが全部上がってしまうと4人家族で年間15万2,000円、月額で1万2,600円増えるという試算です。

一方で、最低賃金が過去最高に上がったと言われておりますけれども、前回も紹介しましたが、実質賃金はおととしと比べて減少して3年連続マイナスと。30年前の賃金が今も続いており、下がり続けているという状況です。日本の1人当たり平均賃金は、世界の先進38か国中25位まで落ち込んでいて、おおむねアメリカの半分、ドイツの7割という水準で韓国にも抜かれている。特に子育て世帯にとっては食費が大幅に上がっているということは、深刻な事態を生んでいるのではないかとこのように考えるところでございます。

そこで、質問の1番目ですけれども、ことし1月の臨時会で、小学校児童の学校給食無償化

が確認されました。これは、私も12月議会で求めていた政府の交付金を財源に充てる形での実施ということで、1－3月の限定実施ということになっています。限定的とはいえ、佐々町で初めて義務教育学校給食が全面無償化となった意義は大きいと考えています。憲法が定めている義務教育無償化を一步前に進める取組として歓迎したいと考えます。

そこで質問ですが、町長はこの事業について今後どのように進めていくべきとお考えなのか、質問したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
永田議員の御質問でございますけど、学校給食については、昨年1月から中学生の給食費の無償化ということでしたところでございまして、また、小学生の給食費については、先ほど申されましたように、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのを使いまして、本年1月から3月までの期限つきで一応無償化を実施したところでございまして、4月以降の取組についてでございますが、自民と公明、維新の会の3党が、令和8年度に小学校の給食の無償化を実現するということで合意をされたと、動きが出ているところでございまして、小学校の無償化についてなかなか財源的に厳しく、新たに2,400万円の追加財源が必要になるということで大変厳しいと考えておりますので、私としては、これらの国の動向にやはり注視をしてまいりたいと、今後どうするのかというのは注視しなければならないということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）
財政事情については、もちろん理解するところでございますけれども、やはりまず大事なことは、町民、特に子育て世帯の暮らしと子どもたちの暮らしを守ること。この取組が極めて喫緊に重要になっているということをお考えいただきたいというふうに思います。それは本来、義務教育無償化という憲法の規定ですから、これをやるのは国の責務だと町長はずっとおっしゃっておられて、そのことについて、国も国会の議論などを踏まえて、あと一、二年で実現するのではないかというような見通しが一定出されているところでございます。ただ、現状はさっき言いましたように、本当にやっぱり今の暮らしがきついのだと。実際に、まともに子どもに食事を与えられない家庭さえ生まれているというような実態があるわけですから、今はやっぱりその部分を学校給食無償化という形で前に進めるというのは極めて重要だというふうに考えるものでございます。ぜひとも、改めて新年度以降も学校給食費無償化というのは継続していただきたいということを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
私も、先ほども永田議員がおっしゃったように、小学校、中学校、義務教育はやはり国が面倒を見るべきだと。ユニバーサルサービスといいますか、全体的にやはり国がする仕事ではないかと、私はそこは考えているところでございます。しかしながら、やはり国の財源というの

がこうあって厳しいという中で、それから、私も住民の皆さん方の厳しい生活というのも我々も実感しているところでございます。しかしながら、これの財源というのが、新たに小学校をすれば2,400万円要するというのも、これも我々の財政ではなかなか厳しいところがあるわけでございます。これをどうするかというのは、ことしは選挙の年でもありますので十分考えて、また新たな人たちがどうするかというのは、なってくるのではないかと考えてございますので、私がこれをどうするかというのは、なかなか言うのも厳しいんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

本来この取組というのは、もっと急ぐべきではなかったのかと。私は残念ながら佐々町は給食費助成については、かつては県内のトップランナーだったんですけども、川棚町とか諫早市とか雲仙市とか、そういったところはもう既に無償化されているわけですね。そういった意味ではやや取組が遅きに失したなということを思いつつ、ただ、現状の困難というのを早急に打開するという上では、重ねてその必要性ということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、小中学校体育館への空調設備の設置についてでございます。

この問題では、昨年の9月議会で私も取り上げてお話をしたのが最近ではあったかなというふうに思うんですが、この問題について、文部科学省政府がこの間一定の動きを見せていると。今後の体育館整備計画とあわせて必要となるべき、あるべき対応というのはどうしたらいいのかということについて議論をさせていただきたい。

昨年は観測史上最も暑い夏ということになりまして、「地球沸騰化の時代」とも言われました。昨年の猛暑日日数は、長崎県で島原市が連続で20日を超えて猛暑日があつて、過去最高だったというふうに象徴されるように、そうした中で、学校体育館は屋外での活動が制限される中で、子どもたちの体育や部活動などの活用というのが増えています。この間、町民からも数多くの声が寄せられておりまして、例えば、40代の子育て中の女性からは、「夏の暑さがつらくなってきて、学校の体育館は風の通りが悪く、1時間ですごく体力が消耗した覚えがありました。子どもの安全を守りたい。」という、そういう御意見がありました。

町長はエアコンの設置について、まずは子どもさんたちの体育館を利用するときの空調をどうするかということを考えなければならないんじゃないかと、早急に対策を考えていかなければならないんじゃないかというふうにお答えになりました。この問題については、1月に文部科学省からの一定の新たな動きなどもあっているようですので、まずそういった今後の方向性という点も含めて、そうした動きも紹介いただきながら、その後の検討状況をお示ししたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、国の動きについてということで御説明させていただきます。

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことから、避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図ることが求められております。このため、文部科学省では、公立学校施設における体育館等への空調設備を加速するために、

空調設備整備臨時特例交付金を創設いたし、補助率のかさ上げや補助単価の引上げなどの財政支援の拡充を図るとともに、令和7年度から空調設備の稼働のための光熱費について交付税措置を講ずるということで、そういうふうな動きがあつてございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

そういう意味では、臨時特例交付金も出す、今紹介いただいたようにランニングコストについても交付金を出すということになってきているわけですから、費用、ランニングコストが、要するに電気代がすごく高くかかるとかっていうことはあるわけですが、そういったものについても交付金を受けることができるという環境も国も応援しているということでございますので、ぜひ、佐々町としてもこの取組、具体化していく必要があるのではないかなというふうに思うんです。

それで、前にもお話がありましたように、現在、佐々町の小学校の体育館はかなり老朽化していて、建替え等も長寿命化や建替えが非常に重要なテーマになってくるといようなことも承知しているわけですが、でも、だからといって現状を放置するわけにはいかない、そういう実態ではないかなというふうに思うんです。そういう意味では、早急な取組の計画なり立てるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃったように、大変暑い夏といいますか、そういう中で活動するというのは子どもさんたちも大変酷な場合があるわけでございまして、やはり空調設備というのは大変重要なことではないかと思っているところでございまして、佐々小学校の体育館については築年数が55年と、口石小学校が53年ということでございまして、中学校の体育館は比較的新しく15年が経過しているわけでございますけど、やはり施設の整備計画においては、両小学校の体育館とも一応建替えということで計画をしてあるわけでございまして、中学校の体育館は現状維持ということになっていくわけでございます。特に両小学校の体育館は老朽化が進んでいるということで、空調設備の設置というのは、そこでどうするのかというのは慎重に考えないとなかなか厳しいわけでございますけど、中学校の体育館については比較的新しいため、設置するということは可能ではないかと思っているところでございます。

ただ、支援交付金が創設されたということで手厚い措置があるわけでございますけど、財政面をやはりよく検討しなければ、なかなかの数字といいますか、費用がかかるのではないかと考えておりますし、それから、私もちょっと調べてみたんですけど、補助単価が平米当たり5万3,000円という、なかなか今それでも厳しい事業じゃないかということで、地方債も充当していくんですけど、交付税率が50%ということをお話を聞いていますけど、全体的な財政、3つの学校がありますので、それをどうするのかというのは、やはり今後十分検討してやっていかねばならないと、特に財政面が厳しいのではないかと、私は今のところ考えているところで、早くそういうことができればいいんですけど、これもやはり、もちろん交付金の活用をしてやるのが一番いいんじゃないかとは思いますが、なかなか財政的に厳しいと、今のところ考えておりますので、もう少し研究する必要があるのではないかなと思っていますので、よろ

しくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

交付金には、先ほど御紹介いただいたほかに、いわゆる緊防債と言われる、緊急防災関係のいわゆる資金の活用というのものもあるのではないかなというふうに思っております。そういう点で確かに佐々小学校、口石小学校は建替えの時期に入っています。中学校はまだ、いわゆる大規模修繕でいけると。

ただ、文部科学省は校舎の耐熱性といいますか、いわゆる断熱性能を高めないと、本当に交付金も受けられないような条件がつけられているというふうに思っておりますので、実際にやろうとすると幾つかのやっぱりプランが必要になってくるのではないかなと。例えば、断熱性を一定確保しながら、当面小学校についてはスポット型の、何とかバズーカとか言われるそういうものを使うとか、中学校については、かなり本格的にやるということであれば、断熱性プラス設置料ということで取組を進めるとか。かなり柔軟な計画が必要になってくると思いますので、一どきにはいかにないにしても、やはり急ぐところから手をつけていかないといけないのではないかなというふうに考えるわけであります。そういう点で、ぜひ、小中学校体育館への空調設備の設置については、さらなる検討を進めていただきたいということを担当課及び町長にも求めていきたいというふうに思います。

それでは次の課題です。子育ての3つ目の問題は、保育児童に係るいわゆる保護者の負担軽減の取組についてであります。

現在、佐々町の保育料は、ゼロ歳から2歳児まで、資料によりますと年収331万円から640万円ほどの世帯で1人当たり月額2万2,000円から3万2,000円程度の負担が必要とされています。佐々町は国と同じように、国の基準が年収260万円未満の住民税非課税世帯のみを無償というふうにしているのに対して、佐々町は330万円未満を無償としていますから、そういった意味では国の1.5倍まではいかにないけれども、手厚い取組を独自でやってきているということは一定評価できるというふうに思うわけです。

一方で、近隣自治体である平戸市は、これを全額無償にしている。報道では、松浦市が新年度から全額無償にするということになっております。

それで質問ですけれども、佐々町で独自措置にかけている費用というのは年間どの程度あるのかと。さらに全額無償化を行うとどの程度の支出になるのかということについて、まずはお答えいただきたいというふうに思います。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今の御質問ですけれども、国基準よりも安くしている独自の分につきましては、2,900万円ほどの費用となっております。

それから、これにプラスして完全無償化となりますと、これに6,000万円ほどの費用がかかりますので、合計しますと8,900万円ほどの費用がかかるというふうに今試算をしているところです。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

大変多額の負担をして支援をしてきているということなんですけれども、これが例えば、3歳児になると保育料は無償なんですけども、副食費が月額6,000円程度かかると、いわゆる給食費ですね、ということになるわけですね。

だから、小学校に入ったら学校給食費がかかるんだけど、保育所に行っている段階でもいわゆる給食費って払っているんですよ。3歳から6歳までね。状況としてはそういう状況で、平戸市は、この副食費も無償で、保育料も無償ということですから、少なくとも小学校に入るまでは保育関係費用というのはかからないという状況なんです。もちろん平戸市さんとか松浦市さんは、少子化対策の問題ということで大変熱心に取り組まれてこられた経過ということもあるのだということは理解するんですけども、ぜひ、佐々町でも今後の負担軽減というのを進めていただきたいというふうに考えるんですが、町長、どのようにお考えかお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

本町では、今、先ほど永田議員がおっしゃったように、国が定める保育料より低い保育料で設定しているわけですが、引き続き、保育料の負担軽減策として計画をしなければならぬんじゃないかと、計画書に盛り込まなければならないんじゃないかということは考えているところでございまして、また、先ほど申されましたように、ここ数年、県内の自治体において保育料の完全無償化とか、一部無償化などで多様な状況ということを採用されておられます。本来は全国どこでも、先ほど申しましたように同じようなサービスを受ける、ユニバーサルサービスが受けられるように、全国一律無償化というのを、県とか国に要望しているわけですが、県は県として厳しい財政状況にあるということもお聞きしていますし、引き続き、県内の市町と意見を交換しながら、国には強く求めていかなければならないんじゃないかと私も思っていますので、町としましても限られた財源の中でこの国の施策というのを方向性とかやらなければならないと。また、子育て支援もやらなければならないということで、施策の有効性なども十分検討しながら、こういうことをやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、少しやはり検討をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

背景にあるのは、やはり申し上げているように、この物価高騰による生活困難なんです。だから、一般論でなく文句なしに負担軽減が求められているという実態を、やはり理解していただきたいなというふうに思うところなんです。もちろん、国に対しても県に対してもそういう要望を出してきているということは、昨年も県に対して保育料の無償化のことは、私も要望と一緒にさせていただきました。そういった点で求めているわけなんですけれども、実際に、この今の時点で、本当に生活がもう立ち行かなくなるほど厳しくなっているんですというこ

とを、ぜひ考える必要があるのではないだろうかというふうに思うんです。だから、費用の問題は確かに大きいのですが、これはなかなか保育の問題とか、それから教育の問題、子育ての問題というのは、まさに今後、よく教育は国家百年の大計というふうに言われますけれども、まさに生活そのものを支援していくということが、佐々町の未来をやっぱりどういうふうに開いていくのかという上でも、極めて重要なテーマになるのではないだろうかというふうに思います。

いわゆる理念だけじゃなくて、先ほど言われたように、有効性というふうにおっしゃったんですけども、有効性は確実にあるわけですよ。有効性、効果はね。ただその効果がどのように発揮されていくのかということについて、今それを想定できるだけの材料というのはないのではないかと、本当に費用対効果というふうなことで計れるような水準ではない。今生活の困難というのは、本当にやっぱりかつてない深刻なものになってきているということを御理解いただいて、この保育の負担というのは、今、ぜひ手をつけていただきたいということを申し上げたいというふうに思います。

それでは、次に、くらし・福祉の充実に向けてということで、これもずっと質問しております、町民の移動支援改善に向けた取組についてお尋ねしたいと思います。

前回、通学通院の費用支援について、あるいはタクシー助成の改善について求めてきたわけですね。それで、そういう中で、通学支援に特化した補助については、今後やはり経済情勢の動向を踏まえて検討しなければならないのではないかと考えているとお答えになりました。また、タクシー助成の改善についてですけども、令和4年度に見直して今年度で3年ですが、実際にこの間、西肥バス運賃の値上げや昨年からの松浦鉄道の運賃の値上げもありました。タクシー以外の公共交通機関を使っている方についても、経済負担が増えていると。外出の在り方については、もう少しタクシーとともに検討しなければならないのではないかと考えているということで、考えているという答弁が続いておりますけれども、現在までの検討状況というのはどのようになっているのか。あるいは今後の方向性についても、お考えのことがあればお示しいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろな今検討を行っているわけですが、先ほど申されましたように、高齢者の支援ということで、個々のニーズに応じた移動支援ということで、現在、半額助成のタクシー券と、それからボランティア団体の「ぷらっと」によります外出支援というのをやっております、そちらをまた活用していただいているということでございまして、通学の費用の支援でございまして、現在、中学校卒業生の7割の方が、300人程度が佐世保の学校に通学しているということをお聞きしております、例えば、佐世保地区への進学先として一番多いのが佐世保西高でございまして、バスの定期券が月に約1万5,000円ぐらいかかると、年間18万円程度ということで、大変通学費というのは家庭にとっては大きな負担になっているということは我々も理解しているところでございまして、通学費に関わらず物価高騰というのがありますので、やはり家計が圧迫されると十分知っているわけですが、通学支援に特化した補助についてはなかなか今財政的にこれをやるということは厳しいのではないかと我々は考えているところでございます。

それからもう一つ、病院に通う通院の費用の支援につきましては、人工透析患者の方々には1か月当たり16枚のタクシー利用券を交付しております、人工透析患者の方は、1回当たり4時間から6時間程度の透析を週3回ほど受ける必要がありますので、通院に伴います患者さ

んの健康負担とか、経済的な負担が大きいということで、負担軽減を図る必要があるということで考えておまして、前回の9月の定例会の一般質問の折にも、人工透析患者につきましては、通院支援について県への要望をしておくという話をしておりましたが、今回、令和7年度の県の新規事業としまして、人工透析患者に対する通院支援の助成制度が創設される予定だというお話を、県の予定を伺っておりまして、県では当初予算に計上されているということをお聞きしております。対象者は通院費用が月に2万円以上かかる低所得者の方で、助成額については自己負担額の半額を助成するというお話を聞いておまして、月の限度額については1万5,000円という助成制度が予定をされているということでございますので、この詳細が分かり次第、対象の方々には周知をしなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、タクシー助成の改善ということでお話でございますが、タクシーの助成事業の改善でございますけど、昨年6月に西肥バスの運賃が、それから10月に松浦鉄道の運賃が値上がりしたということで、タクシー以外の公共交通機関の利用者につきましては、経済的負担が増えているという状況でございます。このような現状を踏まえまして、外出支援の在り方について十分検討しなければならないということは考えているところでございます。県内の自治体にはタクシー券とか交通券のＩＣカード、どちらかを選択可能ということでやっておられるところもありますし、鉄道とかバス利用者に対しても交通費の助成を行っている自治体もあるようでございますので、そういったところを参考にしながら、外出支援の選択肢の拡大というのを、やはり検討しなければならないのではないかと今考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

町内の循環バスについて、いつも永田議員からお話がありますが、本町は県北地域でも住民の年齢層というのが若いといえますか、マイカーで移動する方が多い状況でございますので、また松浦鉄道、西肥バスの幹線道路が縦断をしておりますので、ほかの地域よりかは比較的に交通手段には恵まれていると思うわけでございますけど、山間部がなかなか難しいところがあるわけでございます。これもタクシーで今利用させていただいておるんですけど、将来的にはやはり高齢化社会になりますので、運転免許証の返納者が大きく増加するのではないかと考えていますし、それからもう一つは、やはりバス会社さんの運転士の不足が言われていまして、そういう影響が公共交通の問題に直面するということが予想されますので、今年度は佐世保市と共同で策定しました地域公共交通計画をもって、佐世保市が実施しますデマンドタクシー事業とか、公共のライドシェア事業の実証実験というのも、我々も参加を検討しなければならないと思っていますし、また、新技術による制度というものですが、そういう対応ができるような研究もやらなければならないと考えておりますので、そういうもろもろのことを考えながら、弱者対策といえますか、そういうことをやっていかなければならないのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今は確かに、町長がおっしゃいましたように、佐々町は県内でも要するに人口構成の高齢化率というのは低いほうですよ。ただ、これから佐々町はいわゆる団塊の世代、私たちもその尻尾の世代ですけども、75歳を超えて、2035年まではずっと増え続けるという状況が続くというふうに思います。

そういう中で、今確かにこの幹線道路は何とか確保されているんですけども、佐々中央から北は非常に厳しいですよ。何とか松浦鉄道と西肥バスも佐々中央から佐世保市のあいだは

比較的厚くあるんですけども、それから北になると全体としては格段に薄くなっていくということと、それから町内はやっぱりそのハブといいますか、幹線道路まで出てくるのになかなか困難が伴うという状況になってきている。そういう方がこれからずっと増えていくだろうというふうに思うんですね、年齢構成から見てもですね。これまで車を利用していただけども車に乗れなくなったとか、そういう方々がやっぱり増えていくということですから、これはかくやるべしということはなかなか私も自信を持って言えるものというのではないわけですけども、現実には昨年見に行きました三股町だとか、そういったところの循環バスというのはありました。ただ、三股町の循環バスというのは確かにかなり広大な地域で、3自治体ぐらいが合併した町ですから、かなり大きい町でしたよね。だからそういう中で走っている車の数も多かったし、ただ、佐々町の場合はそういった意味では、まだ合併を選ばずに独自にやってきた自治体ですから、狭い範囲で取組ができるということは、例えば、ワゴン車を1台、2台使ってから取組を始められるという、そういう取組のやり方というのは、小回りが利くという語弊がありますけれども、かなり生活に密着した対応というのができるのではないかなというふうに思うんですね。住民の声としても、ワゴン車を二、三台走らせていただくということができないのかなというふうなことが言われておりました。

先日、ある方と議論をしていたら、将来像は無人交通だというお話もありましたけれども、自動運転の無人タクシーが、確かにロサンゼルスとかそういったところでもう既に走り始めていますけども、そういったものを導入するには佐々町としてはまだ10年ぐらいはかかるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、そういう意味ではやっぱり実際に循環バスなどをやり始めても利用者がどれぐらいいるのかということについては非常に不安もあるし、それこそ費用対効果で見るとかなり厳しいというようなことなどもあるわけですから、パイロット的な事業といいますか、そういう先ほど申し上げたようなワゴン車一、二台からでも始められるような事業というのができないだろうかというふうに思うんですが、こういったところについては企画商工課でしょうか、お考えのところがあれば聞かせていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員さんがおっしゃっている予約制のタクシーのことじゃないかと思うんですけど、ドア・ツー・ドア、結局そういうことがあってワゴン車があればなかなかうまくいくんじゃないかということで、予約制の乗合タクシーのことですかね。ちょっと違いますか。そういうなかなか厳しいところでございますけど、やはりそういうことは一部取り入れている自治体もあると思います。デマンドタクシーといいますか、そういうところでタクシーが予約でやっているところもあるわけでございますけど、それが同時にそのときも運転手さんがなかなか確保できるのかというとも問題が出てくるし、前にも費用的にもお話をさせてもらったと思うんですけどかなりの額が、維持管理とか、運転手さんとかすごいかかるということで、費用はどれぐらい取るのかと、運賃が100円とか200円程度でやっていくというのもなかなか難しいところでございまして、お話を聞くと経営状態もなかなか厳しいところもあるんじゃないかと。ただ、補助的にどうやるのかというのもありますし、それから事業を受託する事業者がいるのかどうかというののもまだ検討しなければならないということで、町としましてそういういろんな要素をやはり検討を前も多分お話があって、議員の方々もどこか現地に行かれたと思うんですけど、ただ、うちは、先ほど永田議員がおっしゃったように、コンパクトのシティといいますか、32平方キロしかないわけですね。ただ山間部は何か所か、大茂とか、木場とか、角山とか、そ

れから野寄、それから栗林とか、そんなところがあるわけでございますけど、そこを結ぶということもなかなか難しいところもあるわけでございますので、やはりこれは我々としましても、今十分検討してやっていかなければならないということで、今のところ私は、タクシー会社が2社ありますので、そういう部分を選択して、そこはもう少し補充してやるのかというのも十分検討していかなければならないと考えておりますので、いい案があればまたそこで話とか、そういう検討をさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いずれにしてもやはり通院だとか、あるいは通学の問題もあるわけですね。小さい子どもさんが一人帰りで山道を帰るという実態なんかもあるわけで、そういうことだとか、あるいはいわゆる買物支援だとか、そういうのに交通手段がないという方の要望も一定あるわけですから、ただ、対応の仕方については非常にバリエーションが広いというか、なかなか簡単にいかない問題もあるということは理解するところです。

ですから、ぜひ、今度佐世保市と行われるデマンドタクシーの実証実験ですか、そういったものについても積極的に取組を進めていただきながら、ぜひ、住民要望に沿うような改善を求めておきたいと思います。

さらに、タクシー助成の問題については、同僚議員も御質問もあるみたいなので、私のほうからはあれですけども、ぜひ改善を図る、利用者数を増やすということについて、今全体の利用率というのはなかなか上がらないというふうに聞いておりますので、これについても取組を改善を求めておきたいというふうに思います。

次に、国保の改善の問題についてですけども、ちょっと時間があまりありませんので、ここでは次年度以降、次年度というのは令和8年度以降、国民健康保険の保険料上げがかなり必須になるのではないかなというような財政見通しが示されております。そういう点で一つだけ確認したいのは、国保の加入者の中に占める、いわゆる給与報酬を主な収入とする世帯の割合が、割合というのは、変化というのが分かればお答えいただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

国民健康保険の被保険者に占める給与所得の方の割合ですけども、本町の場合だと約30%程度の加入の割合となっています。この変化の状況については、近年三、四年程度を見るところでは大きな変化はなく、大体30%前後で推移しているという状況です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

主に国保に加入する給与所得者の世帯というのは、もちろん中小零細企業にお勤めで健康保険、いわゆる協会健保などに加入しておられないところというのものもあるわけですけども、かなり多くのいわゆる非正規労働者と言われる方々、そういった方々がおられると。今、日本全

国で非正規労働者の割合というのは4割ですから、ずっとこれ高止まりしているんですよね。全体としては国保の世帯数は総体的にはずっと減っているんですけども、国保も一般の保険も大して変わらないようになってきているという実態があります。そういう中で、被保険者数全体の3分の1は国保と。国保の3分の1が被扶養者という関係でみる必要があるのではないかと思いますし、一般の被扶養者保険である共済健保だとか、その他の協会健保だとか、あるいは共済だとか、健保組合だとか、こういったところと比べると保険料が高いと。その高い原因は、世帯割と均等割、いわゆる世帯ごとにかかるものと、それから1人当たり幾らかかる、被扶養者という概念がないから、国保の場合は高いのだということで、この均等割についてぜひとも減免を進めていただきたいということをずっと申し上げてきました。ぜひ、これについては、もうお答えは結構ですので、検討を進めていただきたいということだけ申し上げて、次に、最後の質問にしたいと思いますが。

最後の質問はきこえの支援の問題です。

きこえの支援の問題は、前回も前々回もちよっと時間切れで、なかなかじっくりした議論が進まなかったので、しっかりやれという御意見もありましたので、聞かせていただきたいと思うんですが。

そもそも町長は具体化をするというふうに一度おっしゃったんですよね。それで、担当課としても具体化に向けた検討を進めるというふうにお答えになったと思うんですけども、その後どうなっているのか。優先順位が低いということで、もう後回しにされたというような印象を持っているんですけれども、本当に優先順位が低いとお考えなのか、まずお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が御指摘のように、何回も御質疑を受けておりまして、難聴は、やはり我々も認知症のリスクの要因の一つだということで思っておりまして、日常的なコミュニケーションが難しくなるということで、買物とか地域活動への外出が消極的になる、社会的な孤立にもつながることが考えられるということで、これについては重要なことだと考えているところでございまして、例えば、助成制度をどうするのかというのも考えております。助成制度は、例えば、65歳以上とかの住民税の非課税の方、件数を限定しながら助成するというような制度というものもあるわけですが、これも一つの案じゃないかと思っていますし、購入後の装着状況とか、補聴器の装着前後の生活状況の変化などもアンケートとかいろいろ取って、検証を行いながら、助成制度というのは継続的・効果的になるように進めていかなければならないということで、今担当のほうで検討をしていると思っております。

そしてまた、現在のところ国とか県の補助制度がない状況でもありますので、限られた財源の中でどうするのかというのは研究は進めてまいりたいと。すぐ実行するということはなかなか厳しいのではないかと考えております。

それから、実施時期はなるべく早く、我々もそういうことで考えているわけですが、今回、御存じのとおり、骨格予算となりますので、その場ではなかなか答弁は難しいわけですが、新しい執行部、それから議員さんたちの中で、また、お話をさせていただくのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

検討されているやに聞こえましたが、実際に担当課のほうで検討されていることがあれば少し御紹介いただけませんかでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

担当課としましては、例えば全国的に見ますと、助成額につきましては2万5,000円から5万円程度の助成額をしている自治体が多いということが調べた結果分かりました。

県内の唯一実施しています五島市におかれましては、上限を3万7,000円とした限度額ということで助成をされているということを確認しております。

それから、五島市さんの実績としましては、令和4年度が9件、令和5年度が15件、令和6年度につきましては2月末時点で14件というふうにお聞きしておりますので、先ほど町長が申しましたように、件数を限定してというところもこういった件数を参考にしながら決めていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

一方で、この間、言語聴覚士の方の御協力もいただきながら、きこえの診断などもずっとやって、かなりたくさんの方がおいでになったというふうに聞いているんですけども、そうした取組ってというのはどうなのでしょう。実際には例えば補聴器の装着状況がなかなかうまくいわずに、かなり高い金をかけて買った補聴器が無駄になったという方も何件もお聞きしているので、そういった意味では利用の仕方、装着についての指導というのが非常に重要じゃないかなというふうに思うんですが、そもそも補聴器をつけることがいいことかどうかということも含めた御理解を広げるという点ではどうなのでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありましたように、きこえに関する認識というのは、深めていただかなければならないと考えておりますので、地域サロン等で出前講座なんかにおいてきこえの相談会を実施するなど、早い段階で専門的な受診とか、補聴器の利用の検討を促していかなければならないのではないかと考えているところでございまして、地区の担当による戸別訪問相談においても、難聴に関する支援の強化というのはやっていかなければならないと。これは地域から孤立するおそれもあるわけですね。だから、そこら辺は十分注意して、やはり地域のつなぎ役というとは町が果たさなければならぬんじゃないかと考えておりますので、御協力いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

ぜひ、難聴の問題については、これも何回も申し上げていることですが、日本では難聴というのがいわゆる障がいの部類に当てられていて、対応が障害者福祉という対応になってきているんですけれども、欧米では難聴というのは耳の病気ということに分類されていますよね。そういった意味では、病気は治さなければならないと。治す上で補聴器の活用というのは非常に重要だという、そういう角度の対応が求められていくんじゃないだろうかというふうに思います。そういう点で、今、認知症の発生の重要な要因の一つというふうにも言われているわけですから、きこえの支援といいますか、きこえを改善する取組に対する啓発と、それから普及を図る。さらにそのためにも一定の補助を出すというふうな仕組みをまずつくっていただくことを重ねてお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

15分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（14時06分 休憩）

（14時16分 再開）

— 日程第7 一般質問（川副 剛 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。

2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛でございます。

議長の許可を得ましたので質問通告順に従いまして、質問させていただきます。

順番をちょっと変えて、訪問販売お断りステッカーの配布を先に質問させていただきたいと思います。

犯罪に強いまちづくり、訪問販売お断りステッカーの配布について質問いたします。近年全国的に悪質な訪問販売による消費者トラブルが発生しており、突然自宅に現れる業者からの不意打ちの形で強引に勧誘されるため、消費者が冷静に判断できず、高額なかつ不要な商品を契約してしまうという被害が発生しております。

トラブルの事例ですが、高齢者宅を訪問し、親切を装って高額なリフォームを契約させる。屋根や外壁の修繕工事を契約させる。介護保険でリフォーム工事ができると言って、不要な高額な手すりをつける。布団の仕立て直し、貴金属の買取りなどいろいろなものが横行しているようであります。

被害者のほとんどは高齢者であります。判断力が低下していたり、一人暮らしで不安を抱える高齢者は消費者の中でも、特に一旦勧誘を受け始めると断ることが難しく、被害に遭いやすい。特に、女性の高齢者の方が被害に遭われている。という事例が多いとのこと。

若い男の訪問販売員に大声で乱暴な言葉を受けたり、強引な勧誘を受けて契約した女性高齢者も、本町ではないですがいるとのこと。

この中でもリフォーム工事や外壁工事が特に多く、訪問販売でよく使われるのが外壁や屋根

の劣化、破損状態を大げさに評価し、不安や恐怖心をあおる手口であります。例えば、このままでは雨漏りが発生する可能性がある。すぐに工事しないと外壁が崩れる可能性がある。放置すれば大きな事故につながるなど不安に付け込んで、言葉巧みに勧誘するわけであります。

また、訪問販売を装った強盗の下見が問題視されております。東京、神奈川、埼玉、千葉といった関東地方を中心に闇バイトによる強盗事件が相次いでおりますが、泥棒や強盗は犯行に及ぶ前に下見をされると言われております。リフォーム会社や外壁塗装業者など業者を装う不審者が個人宅を訪れるという事案が発生しており、犯行グループが闇バイトを募集して下見役を担わせているのではないかと見られております。正当な訪問販売と見せかけて家を訪れることで、住民の生活パターンや自宅の防犯方法を探るのが手口です。

本町の訪問販売の被害の件数、上がっていますでしょうか。また、対応を教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今お尋ねの訪問販売についての佐々町での相談件数でございますが、ここ3年で、令和4年度は1件、令和5年度は1件、令和6年度はゼロ件ということになっております。

参考までに、最近一番相談で多いのが、ネット販売に関する相談が一番多くなっております。その相談内容でございますが、今、先ほど議員さんから言われましたとおり、いきなり男性の方が訪問をされて、屋根の改修が必要だと言われまして、その場で契約させられた。若しくは、下水道管の清掃が必要ということと言われまして、そちらのほうを契約寸前までいったという、そういうケースが報告されております。

こちらの対応のほうは、消費生活相談窓口のほうが対応しまして、こちらのほう契約解除でありますとか、そういうふうな対応を今行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員御指摘の訪問販売のお断りステッカー配布についてということで、議員の御指摘の訪問販売のお断りステッカーの制度でございますが、現在確認できる限りでは、熊本県の玉名市と周辺の3町で実施されているとお聞きしておりまして、玉名市では、作成しましたステッカーを貼った住居への訪問販売を禁止して、市民の訪問販売へのトラブルから守るということで、消費生活の安心に関する条例が定められているということでお聞きしておりまして。

一方で、法令を遵守した事業者の影響を妨げかねないという課題もありまして、ステッカーの作成につきましては、警察とか弁護士会とか、それから司法書士会等の協力をいただいているということでお話を伺っておりまして、京都府でも府の作成したお断りシールについて条例が制定されておるということでお聞きしておりまして、シールを訪問者が視認できるような位置に貼っていれば、訪問販売を拒絶する旨の意思を表しているということで、行政処分は可能だということで解釈をされておりまして、現在、本町では実施しています、先ほど課長が申しましたように消費生活の相談窓口というのが、窓口業務を継続してこれを実施しながら、このステッカーの作成とか配布も必要ではないかと思っておりますので、これについては県とか警察等も相談をしながら研究することが必要なのではないかと考えているところでございますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

報告に上がってきていないものも、表面化していない潜在化しているものもあると思うんです。自分の責任だと、これを買ったのは自分の意志で買ったから、自分の責任だと言われない高齢者もおられると思うんです。

それと、町長が玉名市の例を上げましたけれども、全国的にそこ、もっと京都もありますし、調べたら結構あるんですよね。ですので、訪問販売のステッカーに関しては鋭意取り組んでいただきたいと思います。

消費者庁が実施した訪問販売の勧誘に関する意識調査によれば、訪問勧誘を受けたくないという消費者は96.2%、ほとんどの人が勧誘を受けたくないというふうな報告が上がっております。

私も訪問販売が好きじゃなくて、この質問のきっかけなんですけれども、私も家にいるときに訪問販売が来るんですども、「大丈夫です。」と言っても、「とりあえず玄関先まで来て下さい。」だとか、あとは、「私はまだ何も言っておりませんので、玄関先まで来て下さい。」という結構強気な業者もおって、これが高齢者だったらもっと怖くなれるだろうと思ったのが、この質問のきっかけなんですけども。私自身も実体験から、訪問販売は懐疑的と思っております。

他自治体は、悪質業者の訪問販売によるトラブルの未然防止を目的として、「訪問販売お断りステッカー」先ほど町長にも説明がありましたけど、それを配布しております。

どういうものかと申しますと、議長の許可をいただきましたので、ちょっとタブレットで、「百聞は一見に如かず」でちょっと見ていただきたいんですけども、まあ、こういうやつなんですけども、これが大体10センチ長方形、郵便受けや玄関先のインターフォン近くに貼って、訪問販売を断る意志を示すステッカー。

熊本県の玉名市なんですけども、「訪問販売お断り」と書いてありまして、その下が、「このステッカーを無視して勧誘を行った場合は条例違反になります」と。その下に玉名市とか、和水町とか南関町と名前が書いてありまして、その下に玉名警察署、弁護士会、司法書士会というふうに、こういう名前がつながっているんですけども。

このようなステッカーを貼って意志表明をすることで、訪問販売者がインターフォンを鳴らしにくくなるという心理的抑止効果を図っておりまして、ステッカーを玄関先に掲示しておくことで、住民が訪問販売に対する高い警戒心を持っていることが訪問販売員にも伝わると。訪問販売員としても勧誘のハードルが高い消費者にはアプローチしづらく、もし契約を結べたとしても、消費者生活センターに相談される可能性があるため、シールが貼ってあるお宅はターゲットから外される傾向があるそうです。

このようなシールを掲示しておくことは、訪問販売を撃退するために大変有効であります。このステッカーの効果は高く、市民からは「断りにくい私でもステッカーを貼っています」「ステッカーを貼っているだけでも断れた」と、勧誘が減ったなど一定の効果が認められております。

ステッカーを配布していない自治体の住民からは、中には「有料でもいいから欲しい」という声もあるそうです。

奈良県生駒市では、既に4万6,000枚を配布しております。町長もさっき答弁がありましたけれども、再度お尋ねしますが、ステッカーの作成等をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、法令を遵守した事業者という営業もありますので、先ほど申されましたように、警察とか弁護士会とか司法書士会とかいろいろ協力を得て、条例等で定めなければならないんじゃないかと思っていますので、そういう専門的なものに相談をしながら、こういうことができるのかどうかというのも話し合いまして、条例等の制定というのはよく考えていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

そうですね、町長のおっしゃるとおりステッカーを作成することがまず大事だと思います。

このステッカーは、条例を制定することによってより効果が高まります。条例違反という文言をステッカーに加えると、条例違反になりますのでお帰りくださいと言えます。

条例違反になると、条例違反ですから役場に電話してもいいことになります。もちろんあまりにしつこい場合には、警察に直接電話することもできるのですが、警察に来てもらっても「商品の説明をしていただけです。」と居直る販売員もおるとのことで、そういう人物には不退去罪で問い詰めることもできるということなんですけども、条例と警察と両方で対応できるということになります。

熊本県和水町では、訪問販売者が帰らない場合は役場に連絡してくださいとはっきりうたっております。条例違反だと町も動きやすくなるわけでありまして、かつこのステッカーは貼っている時点で、既に契約を締結する意思がない表示をしていることになりますので、ステッカーを貼ることで条例が制定されていなくても、特定商取引法違反にあたる可能性があります。

なぜかと言いますと、訪問販売法では契約しない意思を示した人に再度勧誘することが禁止されております。訪問販売の基本的なルールは、この特定商取引法という法律に定められているのですが、法第3条の2、再勧誘の禁止に当たります。このように業者の必要な勧誘を規制しております。つまり、ステッカーを貼っているにも関わらず、ピンポンを押して勧誘することは条例違反にもなりますし、特定商取引法違反の可能性もあるわけです。条例を定めることにより、訪問販売お断りしておりますのでお帰りください、ステッカーを見てくださいと、これははっきり言えます。

では、他自治体が具体的にどのような条例を定めているかと説明しますと、大阪市ではステッカーを貼るなどして、あらかじめ勧誘してほしくない意思を表示しているにも関わらず、事業者が勧誘する行為は、大阪市消費者保護条例が禁止する不当な行為に該当し、条例違反になると。

先ほど説明がありました熊本県、1市3町合同で条例を制定しております。消費生活安心条例なるもので、このうちの3町、玉名市以外の3町は人口1万人にも満たないんですが、小さい自治体同士力を合わせて、連携してステッカーを配布して消費者の安全安心を確保しております。

町長、現在、町村会の会長をしておられますので、まとめられるポジションにあられると思います。発起人となって合同で条例策定できないでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私、今、町村会の会長をやっておりますので、会議のときにそういう話があったということは話をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各町がどうなるか、それはまた分からないわけですけど、そういうことは大変有用なことだと思っておりますので、我々もありがたく聞いて、それから皆さん方と一緒にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

小さい町だけではなかなかできないことも、手と手を取り合って力を合わせれば、結束すれば大きな力になると思いますので、ですので、さっきお見せしたのも小さい自治体が手を取り合って、警察署だとか県の弁護士会ですとか司法書士会も巻き込んで、いいうねりを生んで条例制定やステッカーを作成しておりますので、町長も在任中にぜひ提案していただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

事業者の訪問販売登録制度についてお尋ねいたします。

私自身は訪問販売、全てが悪だとは思っておりません。先ほどの町長の答弁にもありましたように、サービスの自由というのがありますが、そもそも訪問販売自体が時代に合っていないのではないかという疑念を持っております、チラシだけポストに入れていただければネットでも見られますし、今はSNSも発達しておりますので、どのような会社かとか信頼度も分かりますし、コメントなんかも書いてありますので、判断が付きやすいのではないかと思いますけど。

経験上、真っ当な会社が訪問販売をしてくる可能性は低いのかなとは思っております。ですが、もちろんステッカーは任意ですので、貼る、貼らないは個人の自由になっておりますが、ステッカーを貼りたくないという方もいらっしゃると思います。そのような方々を守るために、訪問販売登録制度これがよいのかなと考えております。

訪問業者も悪徳な業者ばかりではなくて、その中でも清廉潔白な会社もありまして、そういう会社を町に登録することで、安心して、ステッカーを貼らない家庭でも安心してドアを開けられると、訪問販売を受けられるということだと思います。

訪問販売の登録制度の導入をいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員から御指摘のありました訪問販売業者の登録制度でございますが、現在、調べましたら滋賀県の野洲市で実施されているということをお聞きしております、先ほど申されましたように高齢化社会が今後ますます進むということでございますので、やはり訪問販売というのは、消費者が家に居ながら対面で購入できる仕組みではあるわけでございます、大変便利なことではあるわけでございます。

しかしながら、他方では認知症とか心身の障がい者とか社会的な孤立とか高齢によって、自分の意思が表示できない方もいらっしゃるわけでございまして、そういう方との消費トラブルが起こるわけでございまして、そういうことを防ぐことも大変重要ではないかと思っているとございまして、野洲市におかれましてもこれらを両立させるために、市内での訪問販売を行おうとするときには、登録が必要となる制度をとということで、これも条例で定めておられるということで実施しておられるとお聞きしておりまして、今、本町では先ほど申しましたように、現在、消費生活相談員が訪問販売についての相談業務を行っておりますので、多世代包括支援センターの中でも協力しながら、各町内会とのトラブルの防止の啓発活動も行っておりまして、今後も引き続きトラブル防止の啓発運動と、トラブルにあったときの消費生活相談窓口に相談することというのを、もう少し広報するように、広報活動を周知しなければならないと思っていますし、それによってまた訪問登録制度につきましては、ほかの自治体、特に県内の各市町の導入に向けた動きを注視する必要があるんじゃないかと思っていますので、先ほどもお話がありましたように私もこれについても、町村会とお話をさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

訪問販売登録制度を導入すると、町民は町を通して業者のことについて問い合わせができるんですね。是正勧告に従わなければ事業者名を公表することもできます。この制度を利用するとですね。抹消もできます。処分後に名前を、屋号を変えるという悪質な業者もいるんですけど、抹消はできます。

そもそも名乗らなかったり、名刺を渡してこないというのは、先ほどの特定商取引法違反です。もう名乗らない時点でもう悪質業者というふうで、ほぼほぼ間違いないだろうなとは思っていますので、相手にしないでいいということになります。

このようにステッカーを配布したり、条例を制定したり、対策を講じて悪質な業者に対して、町ぐるみで手ごわいと思わせることが重要ではないかと考えております。

次の質問に移ります。

防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。

強盗などの犯罪が起きた場合、都会でしたら、防犯カメラから防犯カメラをたどってリレー方式で犯人を捜すのですが、ドライブレコーダーも同様なんですけども、本町のように片田舎ですと、夜はそんなに車も走っていないですし、リレー方式がまず使えない。せめて大通りだけでも設置ができないかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

犯罪の抑止力として、国道などの大通りということで防犯カメラを設置する考えはないかということで、今の御質問だと思いますけど、議員のおっしゃるとおり防犯カメラというのは、犯罪の抑止力に大変私も有効ではないかと思っていますのでございます。

ただし、設置には設置箇所の決定とか地元との協議が必要だと思っておりますので、それらを踏まえて防犯カメラの設置については決定させていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

予算関係もありますし、確かに町内会の理解なんかもあるでしょうから、すぐにとは言いませんけども、悪質な強盗なんかもう迫ってきておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

先日、本町でも保険環境課を名乗る人物が、本町の住民に詐欺の電話をしてきたということがありまして、ここ看過できないのが、実際は本町に保険環境課はありますし、詐欺グループは電話している相手が佐々町の住民だということも分かっているわけですね。先に信憑性を持たせるために、実際ある保険環境課の名前を名乗ったのでしょうかけども、このように悪い奴はもう既にいます。あの手この手で詐欺を働いてくるわけですし、そろそろ迫って来るじゃなくて、もう悪い奴はいますので、のんびりしたことは言っておられないと。犯罪に強いまちづくり、これまとめになりますけども、役場も手ごわいと、住民も結束して手ごわい、簡単に佐々町で詐欺をさせないぞと、詐欺グループに思わせることが、これはもう重要なんじゃないかなと思いますので、役場が先だって条例整備など対策を講じていただきたいと思います。

最後の質問になります。

古庄町政4期16年についてお尋ねいたします。

これに関しては、あまり考えてはいなかったんですけども、ソフト面、マインドをちょっとお尋ねしようと思いますけども。

町長と、私も議員で、これが最後の一般質問になるんですけども、古庄剛の剛と私の剛は同じ名前、農林水産課の金子さんもいらっしゃるんですけども、親近感が大変湧いておりまして、私の剛は、おふくろが俳優の加藤剛が好きで、それで付けたんですけども、生まれてきたら全然違ったやつが生まれてきたということで、おふくろも嘆いていたということなんですけども、私たちにはとんだとばかりということなんですけども。剛という名前には私は誇りを持っておりまして、大変おこがましいんですけど、自分で言うのもなんですけど、剛というのは人格者が多いんじゃないかと、農林水産課の金子さんもしかりと思っております。

剛という名前に、腰抜けはいないと思っております。町長に最後にお尋ねしたいのは、剛という名前に恥じないような政治をされたのか、この16年間、それをお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も剛でございます。私、質実剛健で弟が健と言います。多分、剛健でつけられたと思いますけど。よく、おやじに聞きましたけど、おやじは亡くなりましたのでちょっと分からないんですけど、多分そうだったんじゃないかと思っております。

私は平成21年から16年間ってということで、ことしで16年になるわけですし、そのあいだ町長をさせていただきました。佐々町というのがそのあいだにだいぶ大きな変化を遂げたと、私は思っております。

自身をどう評価するかというのはなかなか厳しいわけでございますけど、できなかったこともたくさんあるわけございまして、それは住民の方がどう評価するかというのが一番の気になるところでございまして、私がどうやったかというのは住民の方が判断をしてくれるんじゃないかと思っております。

あれから、佐々駅前とか駅前広場から佐々バスセンターとして、公共的な交通機関が変わりまして、それから、平成23年9月には西九州自動車のインターチェンジが佐々にできて

供用開始になったということで、佐々町というのが交通の便が格段によくなったのではないかと、そういうことですから佐々町というのは名も知れたし、発展する機会にもなったと思っています。やはり交通の便が佐々町はよかったと、それからコンパクトなシティですね、やはりまとまっているということが一番よかったのではないかと考えています。それで、私もそれが一番幸運なところであったんじゃないかと考えております。

それから平成21年には、これは佐々町が合併をしなかったということもありますけど、令和2年には西九州させば広域都市圏に参加して、各自治体が様々な分野で強みを生かしながら、弱みを補完しながら圏域全体の活性化を図ってまいったということもあるわけでございます。

16年間で何をしたのかと、いろいろなことがあったわけですが、私は住民の皆さんとともに「暮らしたいちばん！住むならさざ」ということを目指しながら、やはり自然と産業が共生するまち。

この前も、佐田玲子さんが見えになって、「川のある町」というのを歌ってくれました。この前のお祭りの時に。あの時の佐々町の町は自然と共生している、大変きれいだということをおっしゃっていました。佐々川と町が共生しているということで、すばらしい町だということで褒めておられましたけど、私もそれが豊かな町を目指しているということで、大変すばらしいんじゃないかと考えています。

それから平成23年には、第6次佐々町総合計画で「暮らしたいちばん！住むならさざ」ということで、将来像を掲げておまして、やはり高齢化社会ということでございますので、子育て支援とか、やはり地域福祉の充実、安全安心のためのまちづくりを行うべき積極的な施策というのは取り組んだつもりでございまして、特に地域福祉の分野では、平成30年度に「健康寿命をのばそう！アワード」ということで、厚生労働大臣の最優秀賞の受賞をするということで、成果を上げることができたと思っていますし、この受賞で、住民の皆さんが福祉に関する関心を持たれたということで、住民の皆さんの取組の成果でありまして、やはりその中で、我々は住民を中心とした取組が高く評価されたということで、私どもはそういうことで、多世代につながっていくまちづくりというのができたんじゃないかと考えているところで、いろいろお話がありますけど、その中では、また次に、令和2年度に第7次佐々町総合計画というのを策定しておまして、第6次佐々町総合計画の基本理念を継承しながらも、誰もが生きがい、やりがいを持つということをお話をしていきまして、生涯にわたり活躍できる希望の町を目指すということで、町民の皆様とかそれから関係機関が力を合わせて、協働のまちづくりを進めてきたということでございます。

ただ、第7次佐々町総合計画にしたがって事業を進めた4期目でございまして、し尿前処理施設とか、佐々クリーンセンターの基幹的改良事業、それから佐々町の庁舎建設事業と、大規模な事業に取り組んだということで、財政的にかなり厳しかったわけですが、これも議員の皆様、住民の皆様に御理解をいただけてきたということで、私は大変うれしく思っております。

それから、もう一つの印象的なものは、近年の新型コロナウイルス感染症、これが21世紀の我々では治せない感染症があるのかと、私もびっくりした次第で、そういうことがやはり印象に残って、これを克服した皆さん方が大変重要ではなかったかなと思いますし、それから、先ほど永田議員さんもおっしゃったように、それからの物価高がだいぶ響いたと思っています。やはり経済がマイナスに傾いたんじゃないかということで、物価高騰対策というのも大変重要なことが出てきたんじゃないかと思いますが、これも国の補助金をいただきながらやっているわけですが、なかなか厳しい事業であったんじゃないかと考えておまして、我々としても、今からは子育て支援という中で、先ほどもお話がありましたようにユニバーサルサービスというのが大変重要ではないかと考えています。

義務教育までは国が面倒みるのが、今の子育て支援のためには大変重要ではないかと考えて

いますし、地方が元気になるのも、それから国が元気になるのも、やはり子どもさんがいなければなかなか元気になるれないと、働き手がいなくなるわけでございますので、やはり子どもさんたちの声を聞くというのが、我々の元気の源でございますので、そういう子育て支援というのがますます重要になってくるのではないかとということで、私は思っています。

そういうことで、いろんなことをやってきましたけど、皆さん方にそれは理解を受けたのかどうかというのも、私も分かりません。ただ、いろんなことでも事業をやってまいりました。ただ、住民の皆さん方に助けていただくことがたくさんありましたし、高齢化の進む中で、地域によりまして、公平性の観点から我々是对応しなければならないと。やはり子育て支援とか高齢者支援いろいろあります。それから教育支援も大変重要でございます、子どもさんたちをどうして育てるのかというのも我々もやっていかなければならないと、タブレット導入もありましたけど、そういうこともやってきたと思っていますし、それから人口減少対策としても、神田団地とか商工業の振興というのも行いましたし、工場団地を作ったんですけど、そこはなかなか不発だったということで、私もそこは後悔が残るわけでございますけど、やはり皆さん方と一緒にやってきたと、事業は十分だとは言えませんが、私は子育て支援と高齢者支援と教育支援の面では、16年間でだいぶ充実したのではないかと考えておりますので、いろんな皆さん方の御批判とかいろいろあると思いますけど、そういうことで大変皆さん方にお世話になった16年間だと思っていますし、私は、佐々町は16年間で確実に少しずつ人口も増えたと思っていますし、減らなかったということでよかったんじゃないかということで考えておりますので、何を言ってもいいか分かりませんが、皆さん方のおかげで16年間をやってきたということだけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

私は18歳のときに、佐々町が嫌いといいますか、家でおやじとしょっちゅうけんかをしていましたものですから、早く出て行きたくて出て行きたくて、出て行ったわけなんですけども、20年ぶりに帰って来ると本当に住みやすいまちになって、子どもを持つ親としては本当に住みやすいまちだなと。この20年間のあいだに先輩議員を含め、皆さんがいろんな町をよくするために議論されたのが、この結果なのではないのかなと思っています。

この少子高齢化の中、本町は人口も減っておりません。さっき町長が言われたように。結果は残しておられます。

県内では、住みやすいまちランキング1位、出生率も全国の自治体でもトップクラス、もうすばらしい結果を残されております。

町長の手腕もあります、職員の皆さんが町長の言われたことを具現化して頑張った結果だと思っています。職員時代を含めると50年ちょっと60年ないぐらいですかね、佐々町発展のために尽力されて大変お疲れ様でした。一言申し上げておきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2 番、川副剛議員の一般質問を終わります。

15時5分まで暫時休憩いたします。

しばらく休憩します。

（14時53分 休憩）

（15時04分 再開）

— 日程第7 一般質問（永安 文男 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、7番、永安文男議員の発言を許可します。

7番。

7 番（永安 文男 君）

7番、永安文男です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

まず冒頭に、第7次佐々町総合計画において、将来像は「暮らしたいばん！住むならさざ」と位置づけ、佐々町に住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めていくことを目指して、令和3年3月に策定をされております。この総合計画も前期計画のあと最終年度を迎える時期というふうになっております。

この第7次佐々町総合計画におけるまちづくりの基本目標、これが7つあるわけですが、この中で高齢者関係のまちづくり関係をピックアップして、1つ目に、高齢者が健康で楽しく過ごせるまち、2つ目に、誰もが安全に安心して暮らせるまち、3つ目に、町民に寄り添った、町民がまちづくりの主役である佐々町、この3点を絞って質問をしてまいりたいと思います。

以前から、町長とのやり取りに触れながら質問を総花的になるかと思っておりますけれどもお許しをいただいて、町政は継続ということでございますので、この観点から今後のまちづくりにつなげる意味を込めて、町長の考えをお尋ねしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、高齢者が自立した生活ができるまちづくりが進んでいるかということでございますが、町民アンケートの結果に基づいて施策が組み立てられていると思っておりますけれども、町民の貴重な声の受け止め方、この受け止めにどういうふうにされているのか。

一つに、高齢者外出支援タクシー料金の助成、これらの問題、当然、先ほどからも話が出ておりますが、高齢者の割合が増加しているという中であって、高齢者支援が不可欠になってきています。高齢者の自立と社会参加を促進するための事業で、現在、利用料金の半額助成、利用枚数を1か月に8枚、75歳以上の全ての方が対象ということで見直しがされました。この見直しに対して、現制度の評価、この評価というのをどういうふうに考えておられるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

第7次佐々町総合計画の基本方針の執行確認ということで、高齢者が自立した生活を送ることのできるまちづくりが進んでいるのかということでございます。

まず一つは、外出支援制度の現制度の評価ということでございますけど、高齢者の外出支援の現状といいますか、月平均の利用が現在1,746枚、令和4年度が1,820枚、令和5年度が1,787枚ということで、若干下回っておりますが、平均利用額というのは月平均の566円ということで、

令和4年度の462円、令和5年度の528円を上回る金額ということになっているところございまして、本年度の利用金額の助成の上限であります1,000円の利用が多く、半額助成となったことで遠くへ行く利用者や、町の中心部を離れた地域からの外出が増えておりまして、外出支援にはつながっているのではないかと分析をしています。しかしながら一方では、初乗り運賃の補助に戻してほしいという意見も多々あるわけございまして、先ほど4番議員さんからも一般質問の際にもお答えしたわけございまして、西肥バスの運賃とか、松浦鉄道の運賃が値上がりをしているため、タクシー以外の公共交通機関を利用されている方についても、やはり経済的な負担が増えているという状況ございまして、タクシー券と交通系ICカードのどちらかの選択を可能とし、鉄道やバス利用者に対しても助成を行うなど、外出支援の選択肢の拡大というのを検討しなければならないのではないかと、先ほどお話ししましたように、今考えているところございまして、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

町長から答弁いただいたように、先の同僚議員の質問の中にもありましたように、いろいろ総合的な検討を加えていっているというような話でしたけれども、まず私が求めたいのは、町民の声ということで、この声が切実な思いがどんな捉え方をされているのかということを申し上げたかったですから、ここに挙げさせていただいたんですけれども、結局使いづらいというのがまず開口一番ですね。それから、この使いづらいに対しての検討は、今そういうふうないろんなことをあわせ持って対応するという検討を加えているというふうに理解してよろしいかと思うんですけども。

それからあと、タクシー料金のシステムが変わって、最初の近いところに行くときにはゼロ円で行けたが、結局半額払わなきゃいけないから、結局自分の負担でなかなか出ることができないというか、しないと。タクシー券を使えばいいじゃないかって家族の方が言っても、そういうふうなことで、いや自分の小遣いなくなるからもうやれないと、行かないと。だから、そうしたときに家にばかり出ていくというような状況があるというふうな話も伺っております。

それで、既存のタクシー料金の助成内容を見直していただきたいという声、それからあと、利用の仕方をそれぞれ工夫してやっているというふうなことで、聞いたところはリフレッシュパスというのがあるんですね、定期券みたいな、バス会社のリフレッシュパス。それを組み合わせながら、それから正規の普通の料金のバスの料金とタクシー助成のタクシー券と、そういうふうな三つどもえでいろいろ工夫をして利用しているとか、そういうふうな、それぞれが一生懸命何とか苦労しながら組み立てて、そういう外出支援を行っているというふうな状況ですね。

その声の中には、タクシー券の代わりにバス券の補助を要望しますという声があるわけです。それから、現在、バスのリフレッシュパスを購入して、その補助があると助かりますと。要するにリフレッシュパスの補助を何とかいただけないか、同じようなそういうふうなタクシー券以外の補助を考えてくれないかというふうな話ですね。そういうふうに声があると。こういったふうに高齢者の声というのが、町外の佐世保市とか、それから江迎町のほうの病院に行かれる方は、結果的にはバス利用なんですよ。元気な方が自分の体を守るために、そういうふうな大きい病院に行くと。そういうことで外出支援という形にはなろうかと思うんですけども、そういう人に対しても、町内であちこち行く外出支援じゃなくて、そういうところも含めて高齢者の外出支援ということに目を向けて、制度を構築してもらえれば、何とか高齢者もどんど

ん外に出ていくんじゃないかというふうなこともよく聞くわけです。だからそのリフレッシュパスに対して、何とか補助の検討をできないかということ。

ちなみに、リフレッシュパスの料金なんですけど、1か月で7,000円、それから3か月で1万8,000円、1年分では4万8,000円ということで月4,000円の換算ということになります。

そういうようなことでいろいろ申し上げましたけれども、先の4番議員と同じように、やはり制度の改正を検討してほしいと、改革をやっぱり寄り添った形で、高齢者の望みに寄り添った声を重視して制度改革をしてほしいということ、これに対して、町長、いかがお考えでしょうか。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私が先ほどお話ししましたように、タクシー券とICカードですか、そのリフレッシュパス、リフレッシュパスが年間4万8,000円というお話が伺われましたけど、なかなか財政的にも厳しいところがあるわけでございます。タクシー券も今財政的に厳しい。タクシー券も上がるし、運賃が公共交通も上がっているということもありますので、それくらいになるのかなということもありますので、私としては先ほど申しましたように、外出支援の選択肢の拡大といいますか、そういうことはやっていかなければならないのではないかと考えていますので、タクシー一辺倒というともう少し考えて、どういう方向性が一番いいのかというのは考えて、選択肢の拡大というのは検討させていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。選択肢の拡大ということで、いろいろな検討を加えられるということでございますので、やはり本来の目的である外出支援、そういうところの中で検討していただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいと思います。

そしたら次に移ります。次に、地域まるごとサロンということで、町内会の集会所を地域活動の拠点として、多世代の町民が参加活動・交流することによって、共生社会の実現につなげるサロンづくりを行うということで事業をされております。これは最初、当時そのサロンの説明を受けたときにも、私ちょっとどうかなというふうに思ったところは、それぞれ担当のほうにもいろいろお尋ねをしたことも経緯としてあるわけなんですけど、私は地域への丸投げサロンではないかというふうに、厳しい言葉で言うと申し訳ないんですけどね。結局なぜかという、やはりコーディネーター的なそういうふうな会を進行したり、運営するような専門家的な人がいない町内会にほんとこれをやんなさいという。以前に社会福祉協議会のデイサービスの頃からコロっと変えられた制度が導入されたわけですよ。そうした中で、こういうふうにおっしゃっていることは分かるんですけど。共生社会ということで、それぞれの世代がみんなそこに一堂に地域の集会所等に参加して、そしていろんなやり取り、交流を図っていくと、そういうのが一番これからの時代でいいんじゃないかというようなことはおっしゃるとおりなんですけれども、現時点でお尋ねしたいのは、ゲームをしたりとかそういうふうないろんな協議をしたりするときの提案、そういう体制をつくるような、専門家的に引っ張っていくような、そういうふうなことを何年か指導しながら移し替えていければよかったのかなというふうに思うんですけども、今各地域で、実態的にそういうふうな部分がされている中で、どういうふうに捉

えられているのか、それぞれ担当課として。やはりそれぞれのアンケートを取ったりされるような話も聞いておりますけれども、実態として町がどういうふう to 受け止め、捉え方をされているのか。そしてそれがどんな状況でどういう効果が、町が考えておるとおりの効果が上がっているのかというような検証はどうされているのかということをお伺いしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

まるごとサロンの実情につきまして、議員御指摘のとおり、令和6年度から、今年度から町内会の特色を活かした多世代が交流できる地域活動を目指し、地域まるごとサロンに体制を変更しております。社会福祉協議会からのレクリエーションスタッフの派遣はなくなりましたが、様々な運動やレクリエーションを行う方、郷土史を語る方など様々な講師を派遣し、対応しているところです。

また、婦人会や子ども会とコラボしたり、ニュースポーツというものを取り入れたりすることで、いろいろな特技を活かした新たな参加者や活躍できる人が増えている状況にあります。

現状としましては、これまでのように高齢者の方のみを対象にしたサロンを実施されているところもありますけれども、夏休みや冬休みを対象にしまして多世代交流を実施しているところが12か所、ほぼ毎月この多世代交流をしているところが2か所で、現状のところ、約半数の町内会で1度から毎月にかけて、子どもから高齢者までが集うサロンが実施されているところがあります。

全体的な参加人数も、まだ令和6年度が終わっておりませんが、見込みで昨年よりも少し増加している状況にあります。保健福祉総合計画にも掲げております、みんな活躍による地域コミュニティの活性化に向けて進んでいるところにあります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、体制の変化が少し急に行ったところもあることで、戸惑われている声もあるかと思ひます。また、関わる方々の負担もあるかと思ひますので、今、アンケートにつきましては、この1年間を振り返ってというところで、今後検証していくこととなりますけれども、地域まるごとサロンに関わる方を対象にしましたレクリエーション連絡会の定期開催、また、地域サロンだよりで情報を共有するなど、今後におきましても、各地区の活動に対しましては、多世代包括支援センターのほうで支援をしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

それぞれ半数程度が、町の目的に沿った活動をなさっているというようなことをお伺いしましたけれども、果たして結果として、もう一步踏み込んだ中で、それぞれの参加している高齢者の方々の意見、それから、あと子どもたちが学校が始まっているときは誰も来ないんですよ、そういうふうな時期、町が考えている目的に沿ったそういうサロンというのは。お茶を飲んでどうだこうだという話して、「腰が痛くなった。」「病院に行ったばってんが、あの人来らっさんごとなった、どがんしよらすとやろうか。」とか、そういう話をしたりして、やはり当然話すことの時間潰しが大事だという町の言い分といいますか、それは分かりますので、ただこの半数が、やはり民生委員さん等のそれぞれが負担になっているというようなことがないかということをもう一回、よく担当課として、そして、本当にそういう移行期間がちょっと短かった

って、今、センター長もおっしゃったんですけど、そこら辺のことも踏まえて、今後の持っていく方をもう少し研究検討していただいて、やっぱり高齢者に寄り添ったそういうサロンづくりをやっていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

では次にまた進みます。

2つ目の丸で掲げておりますけれども、快適な生活に必要な環境を整えることができているかということでお尋ねをしたいと思いますけれども、まず、道路網の整備が計画的に進んでいるのかということでお尋ねです。

令和2年3月に佐々町道路網整備計画が策定されていますが、この整備計画にあるとおり、整備路線、20路線が順調に計画的に進んでいるのか、まずお尋ねです。

それから、この道路整備の重要度、危険度の判定により優先順位が設定されているということでございますけれども、町長から以前、私が一般質問した時には、地域の意向、それから土地所有者の理解、事業実施の環境が整うか検討していかなければならないというようなことで、まず、事業費の問題、それから地権者の用地交渉の問題とか、いろいろ大変問題になることはたくさんあるんですけど、そういうふうなことを挙げられて検討していかなければならないというように答弁をされております。

この採択のシステムのなこと、こういった役場での内部協議、そういうことをどういうふうに協議をなされた経過で、そういう道路整備がなされているか。永安は道路のことばかり一般質問したり、道路を造れ造れと言うと、いつもみんなから言われますけれども、やはり道路は、町長も以前、道路は地域と地域を結ぶ大変大事なものだということで、重点を持って対応していくというようなことも伺ったことがありますので、その辺のことを含めてどういうふうな協議体制かということをお知らせいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、先ほど永安議員もおっしゃったように、令和2年3月に策定しました道路網の整備計画で大きく2つに分けたテーマで計画を策定しているわけでございます。1つ目は、佐々インターチェンジ付近の渋滞緩和策についてということでございまして、2つ目が、車道の整備とか歩道の整備、それから交通安全施設の整備方針というのを定めているところでございまして、議員の御質問の道路網の整備につきましては、先ほど申し上げました2つ目のテーマに沿って計画的に整備を今進めておりまして、令和5年度、6年度におきましては、町道赤崎線の道路の拡幅とか、それから町道神田線の歩道の整備、通学路のグリーンベルトの整備とか、側溝整備などを実施しておりまして、なかなか限られた予算の中で、整備の必要性とか緊急性などを総合的に勘案しながらやらなければならないということで、今後ともそういうことを勘案しながら、効果的に整備を進めていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

それぞれどういうふうなシステムの中で役場の庁内協議、どういうふうな協議をなさってそういうふうに優先順位をつけられているのかということをちょっと聞いたんですけど、まだ、

町長は全体的なことで、そういうふうに効率的な効果的な整備をやっているというようなことでおっしゃいましたけれども、当然、今、赤崎線の問題、神田線の問題、大変以前からもう重要な問題として再三申し上げて、今おっしゃったとおり成果を見ている、本当に子どもたちが危ないところから通学路として、歩道整備等をやっていただいてありがたく感じているところでございますけれども。なぜこれを質問したかと言いますと、当然あそこのそれぞれの中心部というか、平地の部分は分かるんですけども、この前も私申し上げたんですけども、山手のほうから下りて神田線に下りるところのそれぞれの道、それから佐々小学校なり、佐々小学校に通うところの上の地域から下に下ってくるまでの道路の幅員の問題、そういうのが大抵それぞれの住民の声として要望が上がっているというふうに思うんですけど、そういう部分とか、先ほど町長がくしくもおっしゃられたインターチェンジの渋滞緩和の問題、それは本当に、私ももう何年も言って、その当時からどういうふうな政策を講じていくのかということを上げておったんですけども、中央から赤崎線へつなぐ道路を1本つくったほうがいいんじゃないかという提案もさせていただいたんですね。町長はその時は用地交渉が難しいとか、新規の道路をつくるのは財政的にお金が大変だから、国の補助も下りてこない、というような状況の中では厳しいというような話も聞いております、十分分かります。

それからもう一つ、インターチェンジの渋滞緩和の問題にしても、ここに令和3年7月の本会議の議事録があるんですけど、これでちょっと朗読しますと、町長が「インター付近の渋滞緩和というのは、この迂回路は私自身が策定しているわけでございます。」と言って、中央海岸線の外に小浦と、それから佐々町中心街を結ぶバイパス的なことを一回検討されたこともあると思うんですね。そういうふうな状態の中で、またこのあいだ12月にもお伺いしたら、いやお金がないから、結局それはもう恐らく厳しいでしょうねという話で、なかなか、もう厳しい厳しいと、新規の道路は厳しいということでしたので、そういうことであればなかなかそういうふうな渋滞緩和というのは、あそこはなかなかできない状態が続くんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のことを含めて、もう少し何か手だてを構築するということはどうなのかどうか、改めてまたお伺いしたいと思いますけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、ちょっと私も場所、町道の中央海岸線を言っておられるんですね。そこの拡幅というのが今なかなか厳しいわけですね。右に曲がる、左に曲がる場所は3車線といいますか、あそこは角度を取れるような道を今つくっているんですけど。じゃないんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

いやいや、それは以前の問題ですね。今、理事がちょうど建設課を担当しておられる時の話で、真ん中のシルバークレーンをするときには、そういうことじゃなくて拡幅で片側2車線という計画を立てたほうが将来的にはいいんじゃないかというようなことを申し上げて、いやどうしても農振地域で外せないからそこは真ん中にシルバークレーンを取って、そういうふうな右折左折の対応をするしかないというような話があったということは伺って理解しているんですけども、私が今町長に聞いたのは、中央海岸線のバイパスをつくるというような検討もしましたっていう話が、検討するってしっかりあれに書いてあるんですね、都市計画マスタープラ

ンに。これがインターチェンジ周辺における交通混雑の解消を目指しますとしっかり書いてあるんですよ、マスタープランに。その分のマスタープランというのは町の都市計画、本體の計画なんですよ。それをどうするかということは、いつその結論を出すのかということ、基本的な考え方として町長にお尋ねしているんですけども。その辺のことをお尋ねしたい。一緒にちょっと言ったもんですから、ちょっと誤解されたようですが、そのバイパス的なことの考えはどんなですか、改めて。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

前、バイパスのお話が出た、これはあそこの中央の宅地造成といいますか、造成があった時にバイパスといいますか、道路をつくるのがチャンスじゃないかと思ったんですけど、これがなかなか今は難しいわけでございまして、今、宅地開発って言いますか、今度新しく大きな店舗ができるということで今、中央海岸線の埋立てをやっているわけでございんですけど、その中で大きく道路をつくるというのはなかなか厳しいわけですね。これは開発行為で今やっているわけでございんですけど、そこに大きな道路はつくらないんじゃないかということで、これは前も駄目になったという話はしていなかったですかね。そこはちょっと私覚えていないんですけど、今のところなかなかその道路をつくるのは厳しいんじゃないかということで思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

言わんとされるところは分かるんですけど、今、診療所から赤崎線に向かってそれから木場川のほうに向かっての路線を提案した時には、そういう話を町長、そして診療所からの、今、町道になっていますけど、水路を挟んで農道がありますよね、あそこの話をした時は、まだまだそこまで開発は業者が検討することだからということで駄目だと聞いたんですよ。

私が今申し上げているのは、小浦から、沖田のほうから佐々の中央のほうに、中央海岸線の西側に1本通すというのは検討されたというふうに聞いたんですけども、その辺のことをお尋ねしているんですけども、その辺の具体的なことは進んでいないということで理解していいんですかね。建設課長からでもそのあと、くだりを教えてもらえればいいんですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、議員さんがおっしゃっているのは、道路網計画の中で中央海岸線の渋滞緩和の対策として、一つが今先ほどから言われました佐々から沖田のほうに向かって左側、牧崎団地側を通るルートと、MRと佐々川のあいだのほうを通るルートと、もう一つが中央海岸線のまるみつの裏を通るルートと3案を計画して、今、ファミリーマートの辺りから佐々川のほうを通って一斗のところ辺りに入るルートが最適なルートになっておりますって、その計画が、道路網計画の中でされましたということで御説明した件だと思うんですけども、その分について、すみませんけど、先ほど議員がおっしゃいましたように、迂回ルートの整備を、検討ルートを整備し

ておりましたけれども、事業実施に当たりましては多額の予算と、あそこ全部農地等になっておりますので、多くの地権者の御協力が必要になりますので、ちょっと現実的には非常に困難な事業になると考えているということで御説明していたところだと思います。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

整理しますと、それでは農振地域、以前も地権者の理解と、それから農振地域だからそこは外せないと、県から許可が出ないとか、そういう問題でその都度その都度厳しい、難しいという回答をいただいていたものですから、そういうのを含めて総合的な判断というのは今後、今現状的な交通状況の中でどうしていくのかという検討を具体化、具現化されていっているのかということをお尋ねしていますので、その辺がまだ、今の現時点ではそういうふうなことで無理だということであれば無理だと回答いただければいいかと思うんですけれども。そういうことで整理して。何かありましたら、町長、いいですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

前、令和2年にお示ししました、佐々町道路網の整備計画の中でバイパスといいますか、中央海岸線の先ほどお話ししましたように、2線の路線は一応計画はしていたということでしております。これは、一つは区画整理もお話が多分あったと思うんですけど、なかなかうまくいかなかったということ、それから、この道路網に今のところ財源的なものが、補助事業というのがなかなか使えないということで、やはり今のところはなかなか難しいのではないかとということで御理解をいただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。いずれにしても知恵を出して何とか渋滞緩和を図るような方策を考えていただければというふうなことで申し上げておきます。

それでは次に移ります。

高齢者の住宅政策ということで挙げておりますけれども、午前中の同僚議員から住宅政策とか、公営住宅の関係については、具体的に詳しい質問があつて議論が進んだわけですが、ここで私がちょっと気になるところだけを、さわりだけお尋ねさせていただきたいと思っておりますけれども。

高齢者からの切実な声として上がってきた話なんですけれども、入居をどこかしようということで部屋を探していても、結局、高齢者は火の始末が不安だと、そして高齢者のみでは、具合が悪くなったときの対応ができないから、高齢者単身ではなかなか入居が厳しいと、入れないというような話を聞くわけですね。民間あたりも、公営住宅よりももっと厳しい状況なんですけれども、民間で厳しいのであればやはり行政で対応するのが妥当じゃないかというふうに思うわけなんですけども、この問題について、何か方法として、住宅地の中に以前、昭和51年、私

が役場に入った時に、当時の菊本町長時代は、芳ノ浦と東町に独居老人住宅というのがあって、その時の高齢者の関係の福祉政策だったと思うんですけども、そのあとの清原町長の時には、総合福祉センターの近くにケアハウスを計画するというような話も上がったんですけど、国鉄から払下げを受けた土地辺りを研究検討したりという話もあったんですけども、そういうことで何が言いたいかといいますと、午前中に同僚議員からあったように、牧崎住宅にそういうふうな、今新しく令和9年から令和12年までの計画とされている公営住宅の期間までのあいだ、それが本当にその令和9年までになるのかどうかは分かりませんが、それまでの間に、今ある牧崎住宅の2棟なりを集約した形で高齢者住宅的なものを考えていったらどうかというのを時々私考えるんですけども、その辺が思いつきで言っているわけじゃないんですけども、やはりそういうふうな時の経過を踏まえて、高齢者福祉対策という住宅関係の対策として一考してはいかがかということで御提案申し上げますけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
公営住宅の整備基準というのがありまして、令和3年から高齢者の対応という、標準化ということで一部改正が行われているところでございまして、具体的内容としましては、浴室の出入口の段差解消とか、階段の手すり等の設置など、高齢者に配慮した仕様・設備に係る基準というのが設けられているとお聞きしておりまして、その法改正後に建築された住宅というのは、その仕様に沿って建築されているということでお聞きしておりまして、長寿命化の計画上、牧崎団地の新しいC棟とか、それから末永団地のE棟とかF棟とか、口石団地とか、堅山団地の全棟等が住戸内の高齢化対応というとはなっているわけでございますけど、しかしながら議員がおっしゃるとおり、エレベーターがなかったり、玄関の段差があったりとか、やはり十分高齢化対応とは言い難い面もあるということで思っておりますので、応募者に対しましては、単身用の玄関とか浴室の段差が低く、廊下とかトイレの手すりが設置されている住居というのを紹介しなければならないのではないかと、今のところ考えておりまして、単身入居の条件というのが、先ほどお話がありましたように、60歳以上の方とか身体障がい者の方とか精神障がい者、それと知的障がい者、DVの被害者とか、そんな方が一応応募の条件になるわけでございますので、いずれの該当する方も応募可能でございますので、やはり町としましても、そういう対応については十分、住宅の仕様についても考えなければならないのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）
今、そういうふうな対策はそれぞれの新しい団地ができた時に、1階の部分に対応されているということは十分承知しておる中で、高齢者がこういうふうに住宅を探すときに困っているような状況に対しては、やはりそうじゃないかという質問でございますので、そういう部分のことで午前中のお話でも、牧崎団地の環境的に空き家がいっぱいある中では、その時期には時期時期に草刈りをやっていますという課長の答弁あったように、大変御苦労なさっていることは承知しているんですけども、そういうのを含めて新しく建つまでのあいだに、管理的にそういう人たちを集めたところでそこにいらっしゃれば、やはりそこを通るときにも、見た目に

もそんな変な意味合いにはならないで活力ある地域ができるんじゃないかという思いで申し上げておるんですけども、その辺の検討をお願いしたいというふうに思います。

それから次に、最初にお断りをいたしておったように、総花的になって本当に申し訳ないんですけども、やはり町民の声を尊重した町政を進めていくというようなことで、古庄町政を進められてきたことだと思うんですけども、町民の声を聴く提案箱というのが役場の2階の入り口に、隅っこのほうに迫いやられて、四角い白い箱があるんですけども、その辺の声として、今までどのような状況だったか。結局、今はもうそういうふうな時代じゃなくて、インターネット等で声は吸い上げてやっているんですよと言われるかもしれませんが、そういう声の収集策も含めて、どういうふうな、何件ぐらいそういう声が上がったか、それからそういうような対応を政策としてやっているかというようなことをお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員のお尋ねのまちづくりの提案箱ということで取扱いでございますけど、現在、2階の入り口に設置している提案箱と、それからホームページからの提案を募っております、件数につきましては、住民の方からの提案及び企業からの営業案内を含めて、年に50件程度の投稿があつておるということでお聞きしております、住民の方からの御意見とか御提案につきましては、企画商工課から担当課に早急に案内をし、対応を行っている状況でございます、町政等に対する相談・提案が16件、それから、町政等に対する質問が4件、営業メールが30件ということで、約50件の投書があるということでお聞きしております、投書の例としましては、避難所に間仕切りとか乳幼児用のおむつ等が準備されているようだが、佐々町には準備していないということを知ったということで、そこで、公共施設とか公民館にも新たな避難所のグッズを準備していただけないでしょうかということで、そういう、そのほか対応で投書例があつたということもお聞きしておりましたので、現在は避難所に間仕切りとか乳幼児用のおむつの準備とかを行っていますし、それから、もう1件、清峰高校と佐々小学校のあいだの高校側の歩道に水たまりができていうことで、高校生は毎回水たまりを避けるために車道を歩いているということで、危険だと思うので工事でできないでしょうかとか、そういうことがあつていいますので建設課で対応させていただいたということで、いろいろ何件かあるわけでございますけど、町としましては、できる限りの対応というのはやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

今、町長が50件ほどの個別な対応をやっているということで、本当に町政に反映されているかということをお伺いして、町政に反映しておりますという話でしたので、それはありがとうございますと答えておきたいと思っておりますけれども、何で私が挙げたかっていうと、このあいだから、去年、佐々町の保健福祉総合計画という計画を立てたときに、一番最後のほうに町民の声としていろいろ、何でもいいですからということていっぱい挙げられておったんですよ。その挙げられたのがまさしく町民の声じゃないかなと思ったものですから、その分について、町長、受け止め方をお伺いしておきたいなと思うんですけども。読まれたんですよ、全部、

ある程度どういうふうな声が上がってきているかということは御承知ですかね。町長、それから住民福祉課長辺りにお尋ねできればと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
まちづくりはいろいろ町民の御意見とかが反映する町政が行われているかということでございまして、町民アンケートのことでいろんな住民の声があるわけでございますので、各種の計画策定時に実施している町民アンケートにつきましては、住民の方の意見をやはり本町の課題として整理しながら、実行とか事業への検討材料というのは出ささせていただいておると思っておりますので、また、素案策定後、ホームページ等でパブリックコメントを今実施しておりますので、計画には私どもは反映しているのではないかと、今は考えておるところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）
それぞれの佐々町は計画書を作るときには町民アンケートとかパブリックコメントとか、新庁舎建設の時もパブリックコメントとかそういう手法を取られていますけれども、手法を取ったあとに、本当にそれが生かされているのかって、住民のほうに伝わっていない部分があるような話も聞くもんですから、そういうことで、一応言った人はいつまでも覚えていらっしゃいますので、だから、そういう部分についてもそれなりに広報して、このような意見に対してはこうでしたって、こういうことで町へ反映させていますというような形で表に出てくれば、そういうのは解消できるかなというふうに思います。

今後、いろいろなそういう住民の声を聴いて対応されると、していっているということで、今後も引き続き対応されるものというふうに思いますので、よろしくお願いしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今なかなかそういうことで言われました。やはり我々としましても、最近では一番直近では保健福祉総合計画を今立てているわけでございますけど、町内の全世帯に皆様方にもきたと思うんですけど、郵送のアンケートを実施しておりますので、その結果については、地域共生推進協議会に報告しながら、計画策定の協議材料としては役立てておるということで御理解をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

やはり皆さん方の貴重な御意見というのは、我々としましても謙虚に受け止めて、その結果については、地域共生推進協議会とかにも報告しながらやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。一応いろいろそういうふうな声に対しては対応されているということで、それぞれの町内会あたりでもそういうふうなことが何かの機会に捉えられて報告されれば、いい方向に向かうんじゃないかというふうに思いますので。

次に、町内会活動の周知とか加入促進の問題、これについてちょっと触れたいと思います。

このあいだから、この一番問題となるのは、同僚議員からも一般質問で何回も町内会活動の加入促進の問題についていろいろ問われていますけれども、やはりスーパーに町内会の加入を促進しますというようなチラシ等は貼ってあるのを見るんですけども、町内会あたりにもそういうふうなことをお示ししたり、やっておられると思いますけれども、転入してこられる方に対しての意思は強制できないというふうなことで、かなり町内会長さんのところに行ってくださいと言ってもなかなか行けるような状況にないということで、なかなか入る人が少なくなっているということをお聞きするものですから、それで町内会活動についても、高齢者になって、それから作業とか行事とかいろいろ防犯の問題なんかでも協議する中でも、なかなか活動ができない状態になっているというようなことも、いろんな町内会から話を聞くわけですけども、その辺のことに關しては、町長、何かいい策がないか。大村市が今度、町内会加入の条例を制定されていますけれども、そういうのを含めて研究されると思いますけども、その辺のことで町長、受け止め方を教えていただければと思います。どんなですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

加入状況というのは、皆さん御存じのとおり、なかなか厳しい状況でありまして、加入率が今73%ぐらいということで、令和6年度は67%ということで5.5ポイントぐらいの減ということになっているところでございまして、やはり年々、加入世帯数とか、加入率も減少している状況でございまして、なかなか厳しいわけでございます。これとっては、なかなかこれがどういう加入促進ができるのかというのも難しいわけでございますけど、昨年度は加入率の向上に向けましては、先ほど一般質問もいただきました。その後ポスターとかチラシを作成しながら、各町内会の店舗とか、町内会の集会所などにも掲示をしたわけでございますけど、転入者にも作成したチラシを転入手続時も配付はしているわけでございますけど、効果について、その重要性を認識はされたと思っていますけど、なかなか難しいところがありまして、作成時期が昨年の年度末だったということもあるわけでございますけど、どの程度の効果があったかというのは把握できていないわけでございますけど、先ほど大村市の例もあるということでございますので、今後、加入率についてそういう効果があるのかどうか大村市さんにも話を聞きながら、効果を確かめることも必要だと思っておりますし、どの程度の効果があるのかというのもやってみなければならぬと思いますので、どちらにしましてもなるべく加入率の向上ということをや、やはり我々も目標にやっていかなければならないと思っていますので、そういう方向性をやっていかなければなかなか厳しいところにきているんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

いろいろ研究検討されて、以前もそういうことで先進事例を研究しながらやっていくという

ことを答弁いただいておりますので、今度はいい事例が出ておりますので、その辺の研究を深めていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、4期16年の町長の総括をということで、先の同僚議員からも質問があつておりまして、私が用意しておった全ての項目に対して全部質問されて、町長答弁も行われておりましたので、それは割愛して、それを深く心に刻んで、私も民間の住み心地ランキングで1位と、このあいだの12月の議会でもちゃんと申し上げておりましたとおり、やはり1位になるということはすばらしいことですので、そういうふうなやっぱり頑張られたことに対しては敬意を表しておきたいというふうに思います。

しかしながら、この政策の積み残しというのが、私としてみれば4大事業と銘打って、給食センターの問題が、一番最初に出とった問題が今でもなお達成されていない。

それからあと、同僚議員からもありましたように、南のほうの工場団地、これについても具体的な計画が見えてきていないというような、2つ気になる問題があるわけですが、これについて町長はどんなふうに道筋をお考えか、言われたと思うんですが、あと時間がないものですから、簡単にもう一回、再度確認したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

真申の工業団地といいますか、そういうことで我々も手を挙げて県のほうにしたわけですが、佐世保市さんのほうで小佐々のほうに団地ができたということで、我々のところに来なかったということで、手を挙げて、そのあとの利用というのができなかったということで大変申し訳なく思っていますし、この土地については、あと何筆か残っているわけですが、その用地買収を行ったあとに方向性といいますか、それをどうするのかというのは、やはり考えなければならないということで今は思っているところでございまして、先ほど9番議員さんからも御質問がありましたので、そういう方向性でやっていかなければならないと思っております。

それからもう一つは、給食センターの件でございしますが、これもなかなか場所、位置が決まらなかったということで積み残しているわけですが、ただ4大事業ということで銘打ってやったわけで、3つの事業については、役場庁舎はまだこの庁舎が残っていますので、全部完成したわけではないわけですが、3つの事業についてはある程度のめどがついたと、し尿の前処理施設、それから、ごみ処理施設の再事業ということでやってできましたので、それについてはできたと思っておりますけど、もう一つの給食センターについては、今後もお金がまたかかるし、事業費についてもどうするのか、それから場所の選定というのが残っていますので、それについても今後積み残しているということでございしますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

16時を越えますけれども、7番議員の一般質問が終わるまで会議を続けさせていただきます。
7番。

7 番（永安 文男 君）

給食センター建設問題については、私も当初から再三申し上げて、やはり場所の選定、それから事業費、最初は事業費が4億円ぐらいで計画できるというようなことでやっていたのが、今は10億円、何かもう、とてつもない金額の話になったりして、町長答弁は結局、全体的な学

校教育施設整備を絡めながらやっていかなきゃいけないというようなお話でございましたので、今後のことについては、精力的に今後も実現されるように頑張られるだろうというふうに期待しているわけですが、最後になりますけれども、町長、ずばりお答えをいただきたいと思いますけれども、5期目の町政を担当するお考えはおありですかということで、ずばり聞かせていただいて申し訳ないんですが、お答えいただければ幸いです。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
任期につきましては、御存じのとおり、令和7年6月25日ということになっているわけですが、私としましては、自身の決断というのがございますので、これについてはまだ熟慮をしているということでございますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）
3年半前のこの12月議会の時も私、お尋ねをしました。あとに繋げる問題として、町政継続ですので、やはりそこはずっと先のことも考えて、どういうふうに町をもっていくのかということも含めて、やはり政策的なことを構築する方がどういうふうにしていくかということのも、時間的な配慮も必要というふうに思いますので、前の時は12月に聞いたんですが、今度は3月というようなことで、あんまり時間がありませんが、後援会と協議しながら進めていかんばいかんって町長は思いのあられるかも分かりませんが、そういうことでいろいろと、やはり将来の佐々町の行く末を案じていく私たちの年代ですので、やはり町長と私、同じ釜の飯を食って40年近く佐々町役場で仕事をしてまいった仲でございますので、佐々町の今後の行く末を案じて質問をさせていただいたということでお許しをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会といたします。
お疲れ様でした。

（16時03分 散会）